

高松市・庵治町合併協議会  
第 8 回 会 議

附 属 資 料

目 次

1	「コミュニティ施策について」に関する資料（協議第39号資料）	1 ~ 13
2	「児童福祉事業について」に関する資料（協議第40号資料）	14 ~ 35
3	「その他の福祉事業について」に関する資料（協議第41号資料）	36 ~ 59
4	「環境対策事業について」に関する資料（協議第42号資料）	60 ~ 76
5	「農林水産関係事業について」に関する資料（協議第43号資料）	77 ~ 97
6	「建設関係事業について」に関する資料（協議第44号資料）	98 ~ 134

「コミュニティ施策について」に関する資料

自治会活動推進事業について	2
地域コミュニティ推進事業について	3
広報紙等配布業務について	4
地域ふれあい交流事業について	5
防犯灯設置等補助事業について	6~7
安全で安心なまちづくり推進について	8
高松市ボランティア・市民活動センターについて	9
消費者行政の推進について	10~11
集会所等設置補助事業について	12
庵治町集会所の管理等について	13

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	自治会活動推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 自治会の概要	(平成16年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区(校区)連合自治会数 35</li> <li>・単位自治会数 1,549</li> <li>・加入世帯総数 98,534</li> <li>・自治会世帯加入率(%) 72.60</li> </ul>	(平成16年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位自治会数 23</li> </ul>
2 自治会活動支援補助	(各地区(校区)連合自治会に対する補助) 一世帯当たり165円 一単位自治会当たり 2,000円	(各単位自治会に対する補助) 一世帯当たり500円 世帯員割り 500円×世帯員数
3 自治会加入・結成促進奨励	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 新たに世帯が単位自治会に加入した場合、又、新たに単位自治会を結成した場合に補助</li> <li>・補助金額 一世帯当たり 2,000円</li> </ul>	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庵治町においては、連合自治会組織が組織されていない。</li> <li>・自治会活動支援補助の内容が異なっている。</li> <li>・庵治町では、自治会加入・結成促進奨励を実施していない。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・合併時まで、庵治町地域において、連合自治会の組織化を促す。</li> <li>・庵治町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</li> </ul>

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	地域コミュニティ推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 地域コミュニティ構築支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容 各地区(校区)の連合自治会を中心に各種団体等で構築される「地域コミュニティ組織」の運営、活動、地区コミュニティプラン策定に関する事業に対し補助金を交付</li> <li>補助対象期間 認定された年度及び翌年度の2年間</li> <li>補助金額……年間20万円以内</li> </ul>	該当なし。
2 まちづくりアドバイザー設置事業	地域コミュニティ組織の構築や地区コミュニティプラン策定にあたり、各地区の進捗状況に応じたアドバイスを実施するため、まちづくりの専門家であるアドバイザーを年4回設置し支援する。	該当なし。
3 地域まちづくりサポーター制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容 市職員の中から、公募により、ボランティアとして、地域まちづくりサポーターを認定し、地域コミュニティ組織の結成や地区コミュニティプランの策定作業等に参加し、助言や情報提供、関係課との連絡調整を行う。</li> <li>認定期間 組織結成から3年間</li> </ul>	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	広報紙等配布業務	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 配布方法	連合自治会を通じて配布 市(宅配) ⇒ 自治会長 ⇒ 班長 ⇒ 各世帯	自治会を通じて配布 町(職員) ⇒ 自治会長 ⇒ 各世帯
2 配布回数	月2回	月1回
3 配布手数料	配布業務に対し自治会へ配布手数料を支出 1回1種類当たり5円(1世帯)	自治会運営事業補助金に含まれる。(広報配布補助金として世帯数×5円)
4 広報紙配布時 傷害保険経費	連合自治会連絡協議会に対し、広報紙配布時傷害保険料を補助	広報紙配布時傷害保険については、町が加入し、経費を負担している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布方法及び回数が異なる。</li> <li>・庵治町では、広報紙配布時傷害保険については、町が加入している。</li> </ul>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	地域ふれあい交流事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	各地域の創意工夫により、それぞれの特色を生かしながら、地域ぐるみでふれあい・交流のまちづくり事業を実施する団体に対し助成する。	該当なし。
2 補助率	事業費の1/2以内	
3 補助限度額	50万円	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	防犯灯設置等補助事業			
項目	現況		問題点・課題	
	高松市	庵治町		
1 防犯灯新設工事等	<p>[新設工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助基準 市長が指定した20ワット蛍光防犯灯を、原則として既存の電柱に設置するとき</li> <li>・補助率等……100%補助</li> </ul> <p>[切替工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助基準 既存の白熱防犯灯を新設工事に準じて、蛍光防犯灯に切り替えるとき</li> <li>・補助率等……100%補助</li> </ul> <p>[移設工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助基準 既設の防犯灯のうち電柱の建てかえ、又は道路の変更その他により、灯具を移設するとき(水銀灯は除く。)</li> <li>・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円)</li> </ul> <p>[補修工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助基準 既設の防犯灯のうち灯具(白熱電球、管球類交換は除く)を修理するとき(水銀灯は除く。)</li> <li>・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円)</li> </ul>	<p>[新設工事]</p> <p>自治会が設置する防犯灯の新設工事費を20,000円を限度として補助する。</p> <p>[切替工事]</p> <p>該当なし。</p> <p>[移設工事]</p> <p>該当なし。</p> <p>[補修工事]</p> <p>該当なし。</p>	<p>・補助対象及び補助金額に差異がある。</p> <p>・庵治町では、防犯等維持管理費用は、自治会が負担している。</p>	
			対応策	
			高松市の制度に統一する。	
			調整案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	防犯灯設置等補助事業			
現 況				
項目	高 松 市		問 題 点 ・ 課 題	
2 防犯灯維持管理補助	<p>[蛍光灯管球類・白熱電球の交換]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助基準 蛍光防犯灯等の管球類を交換するとき</li> <li>・補助率等……100%補助</li> </ul> <p>[電気料金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助基準 蛍光防犯灯、白熱防犯灯及び水銀防犯灯のうち市長が指定したもの</li> <li>・補助率等……100%補助</li> </ul>	<p>[蛍光灯管球類・白熱電球の交換]</p> <p>自治会が負担</p> <p>[電気料金]</p> <p>自治会が負担</p>		



行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	安全で安心なまちづくり推進	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 推進内容	市、市民及び事業所が協働して、犯罪等のない明るいまちづくりの実現を図るもの。	該当なし。
2 啓発事業	「高松市安全で安心なまちづくりに関する条例」(平成15年9月1日施行)の趣旨等を掲載したパンフレットを作成し、広く市民に周知するとともに、啓発活動を実施する。	該当なし。
3 推進体制	「高松市安全で安心なまちづくり推進協議会」 ・委員数 15人以内 ・委員構成 自治会・PTAなどの各種地域団体と学識経験者や各所轄の警察署など ・委員報酬 6,700円/日	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	高松市ボランティア・市民活動センター	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場 所 高松市田町</li> <li>・面 積 約95.55㎡</li> </ul>	該当なし。
2 開館日等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館日・時間 平日：午前10時～午後7時 土・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する 休日：午前10時～午後5時</li> <li>・休館日 毎週月曜日、年末年始</li> </ul>	
3 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOの基盤強化とNPOと行政の協働を推進するための事業 (相談、情報収集・提供、調査、研修、交流、コーディネートなど)</li> </ul>	
4 管理運営方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度からは、民間(NPO法人)に管理運営を委託</li> </ul>	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 消費者ウィーク事業	毎年、5月の「消費者の日(5月30日)」を含む1週間を消費者ウィークとして、各種行事を実施 ・朝市 ・消費生活パネル展 ・くらしを考える消費者のつどい 等	該当なし。
2 暮らしをみなおす市民のつどい事業	・パネル展示 ・記念講演会 ・研究活動発表会 等の開催	該当なし。
3 消費生活教育副読本発行业	小学校5・6年生用の消費生活教育副読本「くらしと消費」を発行。 5年生全員に毎年発行し、2年間使用している。	該当なし。
4 消費者教室事業	消費者教育として、講座等の消費者教室を年1回開催	該当なし。
5 消費者生活相談事業	有資格者の消費生活相談員(2人)による消費生活全般に関する相談を実施 ・場所 市役所1階市民相談コーナー ・時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時	職員が随時、消費者からの苦情等を聞き、対応している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
消費者行政の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
6 消費生活関係 情報提供	<p>・消費者からの苦情・意見・要望を把握し、広報紙やメールマガジン等により情報提供等啓発を実施</p> <p>・消費生活出前講座を実施し、悪質商法被害の未然防止に努めている。</p>	<p>・広報紙への情報掲載及び老人会・婦人会等への資料配布を行っている。</p> <p>・悪質商法被害の未然防止等を図るため、緊急を要する場合には、防災行政無線で注意を呼びかけている。</p>
7 パイオネット運 営事業	<p>全国消費生活情報ネットワークシステム(パイオネット)の導入により、消費生活相談の一層の充実を図り消費者被害の未然防止と救済に努めている。</p>	<p>該当なし。</p>
8 消費者団体連 絡協議会運営 事業補助金	<p>消費生活の複雑化・多様化に伴って生じる消費者問題に対処するため、自主的・積極的に行動できる賢い消費者づくりを推進するとともに、リーダー的役割を持つ消費者団体の育成に努めている。</p>	<p>該当なし。</p>
9 廃食油収集ス テーション事業	<p>消費者の省資源意識を高めるとともに、環境汚染防止、粉石けん使用を推進するため、廃食油収集ステーションを開設し、収集を消費者団体連絡協議会に委託している。</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	集会所等設置補助事業			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 根拠	高松市自治会集会所新築等補助規程	庵治町単独町費補助条例施行規則	事業内容に差異がある	
2 内容	地域住民の活動拠点である自治会集会所の新築、増築、改修に対し助成を行い、自治会活動を一層促進する。	自治会の活動拠点である自治会集会所の新築等に対し助成を行う。		
3 補助率等	<p>[新築(改築・購入)]</p> <p>(補助対象事業の限度額) 1,800万円</p> <p>(補助限度額) 900万円</p> <p>(補助率) 50%以内</p> <p>[増築]</p> <p>(補助対象事業の限度額) 200万円</p> <p>(補助限度額) 100万円</p> <p>(補助率) 50%以内</p> <p>[改修(改造・修繕)]</p> <p>(補助対象事業の限度額) 200万円</p> <p>(補助限度額) 100万円</p> <p>(補助率) 50%以内</p>	<p>[新築(改良)]</p> <p>(補助率) 50%以内</p> <p>※町長が必要と認めた登記費用は補助対象(用地買収は除く)</p> <p>補助対象基準単価限度額 136,125円/㎡以内</p>	対 応 策	
		<p>単位自治会が所有する自治会集会所の管理運営に対する助成(15年度実績 2,050,400円)</p> <p>電気 5,000円/月</p> <p>下水道 2,100円/月</p> <p>均等割 40,000円</p>	高松市の制度に統一する。	
4 維持管理	<p>(管理)</p> <p>関係自治会等による。</p> <p>※1自治会当たり年額6,000円を補助している。</p> <p>(維持修繕費)</p> <p>関係自治会等による。</p>			
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	庵治町集会所の管理等	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 根拠	該当なし。	庵治町集会所の設置及び管理に関する条例 庵治町集会所管理規則
2 設置目的等		やすらぎ会館については、町民の自主的なコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るため、町民の需要に応じた機能を有する多目的総合施設として整備している。 町有施設4箇所のうち、深間集会所、高尻集会所、原の内集会所の3施設については、町主要事業を施行するにあたり、周辺整備事業として設置している。
3 施設の概要		1 やすらぎ会館 庵治町6392-14 延床面積 337.41㎡ RC造2F 平成6年築 2 庵治町深間集会所 庵治町6391-17 延床面積 262.35㎡ RC造1F 昭和54年築 3 庵治町高尻集会所 庵治町3015-3 延床面積 202.79㎡ 軽量・鉄骨造2F 昭和63年築 4 庵治町原の内集会所 庵治町3470-1 延床面積 122.74㎡ 木造1F 平成6年築
4 管理運営等		管理運営については、条例・規則に基づき、実施している。 ・直営管理 4箇所

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市には、同種の集会所がない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庵治町集会所は、高松市に引き継ぐ。</li> <li>・施設の管理運営等については、現行の管理体制を基本に、合併時まで調整するものとする。</li> </ul>

調 整 案
庵治町集会所は、高松市に引き継ぐ。

## 協議第40号資料

### 「児童福祉事業について」に関する資料

保 育 所 の 現 況 に つ い て .....	15
保 育 料 に つ い て .....	16
(別紙)高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表 .....	17
第3子以降保育料減免事業について .....	18
特 別 保 育 事 業 に つ い て .....	19~21
病 後 児 保 育 事 業 に つ い て .....	22
私 立 保 育 所 支 援 事 業 に つ い て .....	23~24
認 可 外 保 育 支 援 事 業 に つ い て .....	25
民 間 児 童 厚 生 施 設 運 営 補 助 事 業 に つ い て .....	26
母 子 家 庭 等 就 業 ・ 自 立 支 援 セ ン タ ー 事 業 に つ い て .....	27
子 育 て 短 期 支 援 事 業 に つ い て .....	28
母 子 生 活 支 援 施 設 に つ い て .....	29
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 等 事 業 に つ い て .....	30
母 子 等 医 療 費 助 成 事 業 に つ い て .....	31
乳 幼 児 医 療 費 助 成 事 業 に つ い て .....	32
(別紙)母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容 .....	33~35

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業		部会名	健康福祉
分類	保育所の現況			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 保育所数及び定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所 31カ所 定員 3,095人</li> <li>・私立保育所 25カ所 定員 3,005人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所 2カ所 定員 75人</li> <li>※公立保育所のうち、大島へき地保育所(定員30人)は、現在、休止中。</li> </ul>		
2 対象者(年齢)	就学前児童	就学前児童		
3 年齢別児童数	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数	対 応 策	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 0歳児 290人</li> <li>(2) 1歳児 912人</li> <li>(3) 2歳児 1,168人</li> <li>(4) 3歳児 1,301人</li> <li>(5) 4歳児 1,297人</li> <li><u>(6) 5歳児 1,306人</u></li> <li>合計 6,274人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 0歳児 6人</li> <li>(2) 1歳児 16人</li> <li>(3) 2歳児 10人</li> <li>(4) 3歳児 6人</li> <li>(5) 4歳児 4人</li> <li><u>(6) 5歳児 2人</u></li> <li>合計 44人</li> </ul>	<p>庵治町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。</p> <p>庵治町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。</p>	



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	保育料	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 保育料等	(階層区分) A階層～D6階層の10階層 ※生活保護法による被保護世帯(A) ※市町村民税非課税世帯(B) ※市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) ※所得税課税世帯(D1～D6) (年齢区分) ※A階層～D1階層(3歳未満児、3歳以上児) ※D2階層～D6階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児) (保育料月額) ※別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」のとおり	(階層区分) A階層～D7階層の11階層 ※生活保護法による被保護世帯(A) ※市町村民税非課税世帯(B) ※市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) ※所得税課税世帯(D1～D7) (年齢区分) ※A階層～D7階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児) (保育料月額) ※別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」のとおり

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
保育料の階層区分、年齢区分及び保育料月額が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。

高松市保育料徴収金額表

(別紙)		(現行)		
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
		円	円	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000 (3,500) < 700>	5,000 (2,500) < 500>	
C1	非課税世帯	15,000 (7,500) < 1,500>	13,000 (6,500) < 1,300>	
C2	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	18,000 (9,000) < 1,800>	16,000 (8,000) < 1,600>	
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	23,000 (11,500) < 2,300>	20,000 (10,000) < 2,000>	
D2	13,000円未満		3歳児の場合	4歳以上児の場合
		30,000 (15,000) < 3,000>	26,000 (13,000) < 2,600>	25,000 (12,500) < 2,500>
D3	13,000円以上64,000円未満	38,000 (18,000) < 3,800>	31,000 (15,000) < 3,100>	26,000 (13,000) < 2,600>
D4	64,000円以上112,000円未満	49,000 (18,500) < 4,900>	32,000 (15,500) < 3,200>	27,000 (13,500) < 2,700>
D5	112,000円以上160,000円未満	52,000 (19,000) < 5,200>	33,000 (16,000) < 3,300>	28,000 (14,000) < 2,800>
D6	160,000円以上408,000円未満	53,000 (19,000) < 5,300>	34,000 (16,000) < 3,400>	29,000 (14,000) < 2,900>
D7	408,000円以上			

備考1 この表の階層区分BからD6階層までの保育料月額( )および< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD2階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は( )内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D3からD6階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は( )内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層で次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料を0円とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している者の世帯およびこれに準ずる父子家庭の世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

3 BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表および備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。

(1) BからD2階層に属する世帯 0円

(2) D3からD6階層に属する世帯

ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円

イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額

庵治町保育料徴収金額表

(別紙)		(現行)		
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
		円	円	円
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	6,000 (3,000) < 600>	4,500 (2,250) < 450>	4,500 (2,250) < 450>
C1	非課税	14,500 (7,250) < 1,450>	11,000 (5,500) < 1,100>	11,000 (5,500) < 1,100>
C2	均等割の額のみ	18,000 (9,000) < 1,800>	14,000 (7,000) < 1,400>	14,000 (7,000) < 1,400>
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000 (10,000) < 2,000>	19,000 (9,500) < 1,900>	19,000 (9,500) < 1,900>
D2	10,000円未満	27,000 (13,500) < 2,700>	23,000 (11,500) < 2,300>	23,000 (11,500) < 2,300>
D3	10,000円以上~20,000円未満	31,000 (15,500) < 3,100>	28,000 (14,000) < 2,800>	25,000 (12,500) < 2,500>
D4	20,000円以上~64,000円未満	35,000 (17,500) < 3,500>	31,000 (15,500) < 3,100>	25,000 (12,500) < 2,500>
D5	64,000円以上~112,000円未満	37,000 (18,500) < 3,700>	33,000 (16,500) < 3,300>	25,000 (12,500) < 2,500>
D6	112,000円以上~160,000円未満	41,000 (20,500) < 4,100>	36,000 (18,000) < 3,600>	25,000 (12,500) < 2,500>
D7	160,000円以上~408,000円未満	43,000 (21,500) < 4,300>	38,000 (19,000) < 3,800>	25,000 (12,500) < 2,500>
	408,000円以上~			

備考1 この表の階層区分BからD7階層までの保育料月額( )および< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD3階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は( )内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D4からD7階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は( )内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層と認定された世帯でかつ次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金の額を0円とする。

- (1) 母子世帯等  
(2) 在宅障害児(者)のいる世帯

3 現に扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。なお、この規定の適用に当たっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が入所されている場合は、この表の規定にかかわらず次表の第1欄に掲げる世帯における次表第2欄に掲げる児童について、次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
B~D7階層に属する世帯	ア 最も徴収金が高い児童(最も徴収金の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金が高い児童(最も徴収金が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.1

(注) 10円未満の端数はきりすてる。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業																					
分類	第3子以降保育料減免事業																					
	現 況																					
項目	高 松 市	庵 治 町																				
1 対象及び減免内容等	<p>BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」中の高松市保育料徴収金額表、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。</p> <p>(1) BからD2階層に属する世帯 0円                  (2) D3からD6階層に属する世帯                  ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円                  イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合                  徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D6</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上児</td> <td>B～D2</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>D3～D6</td> <td>金額表の1/2</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D6	0円	3歳以上児	B～D2	0円	D3～D6	金額表の1/2	<p>BからD7階層に属する現に扶養する子(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。なお、この適用に当たっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が入所している場合は、徴収金額表の規定にかかわらず、別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」の備考3の表の第1欄に掲げる世帯における第2欄に掲げる児童について、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D7</td> <td>0円 1</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>B～D7</td> <td>減免なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上が入所している場合は、減免なし。</p>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D7	0円 1	3歳以上児	B～D7	減免なし
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D6	0円																				
3歳以上児	B～D2	0円																				
	D3～D6	金額表の1/2																				
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D7	0円 1																				
3歳以上児	B～D7	減免なし																				

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象年齢、対象階層及び減免内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 障害児保育	<p>(内容) 健全児とともに生活することにより心身の発達が促進されると思われる障害のある児童を受入れする障害児保育を公立保育所及び私立保育所で実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 健全児と同じ保育時間 【私立】 健全児と同じ保育時間</p> <p>(保育料) 別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」とおり</p>	該当なし。
2 延長保育	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則として午後6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする場合に、公立保育所12カ所、私立保育所25カ所で延長保育を実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 午後7時まで 【私立】 概ね午後7時まで (園により、それ以降の場合がある)</p> <p>(保育料) 【公立】 1回当たり300円(午後6時30分超) 【私立】 保育所により異なる</p>	該当なし。
3 一時保育	<p>(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育などの一時的な保育に対する需要に対応するため公立保育所3カ所、私立保育所19カ所で一時保育を実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 月～金曜日の9:00～16:00 【私立】 保育所により異なる</p> <p>(保育料) 【公立】 ・1日 2,500円 ・半日 1,500円 【私立】 保育所により異なる</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庵治町には、私立保育所がない。</li> <li>・庵治町では、障害児保育、延長保育、一時保育、在宅障害児ふれあい事業、保育体験事業、地域子育て推進事業、世代間交流事業、地域子育て支援センター事業、休日保育及び学童保育を実施していない。</li> <li>・乳児保育の受入れ月数が異なる。</li> </ul>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
4 乳児保育	<p>(内容) 2ヶ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所22カ所、私立保育所25カ所を実施。 【公立】 3ヶ月～1歳未満 22カ所</p> <p>【私立】 2ヶ月～1歳未満 13カ所 3ヶ月～1歳未満 11カ所 4ヶ月～1歳未満 1カ所</p>	<p>(内容) 6ヶ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所1カ所を実施。 【公立】 6ヶ月～1歳未満 1カ所</p>
5 在宅障害児ふれあい事業	<p>(内容) 在宅の障害児に対して保育所を開放して、交流を深めたり、育児相談などを行う事業を公立保育所13カ所を実施。</p>	該当なし。
6 保育体験事業	<p>(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験を通じて、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得できる機会を提供する事業を公立保育所14カ所を実施。</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
7 地域子育て推進事業	(内容) 在宅の児童に保育所を開放して、入所児童との交流を図ったり、子育ての悩みや不安について、経験豊富な保育士が相談に応じたり、子育ての仲間が欲しい時に、子育ての情報の提供や子育てサークルなどの支援をする事業を公立保育所18ヵ所、私立保育所18ヵ所を実施。	該当なし。
8 世代間交流事業	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとふれあうことにより、世代間の交流を図る事業を公立保育所2ヵ所、私立保育所17ヵ所を実施。	該当なし。
9 地域子育て支援センター事業	子育て家庭等の育児不安についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、特別保育事業等の実施・普及促進及び地域の保育の情報の提供を行う事業を、私立保育所5ヵ所を実施。	該当なし。
10 休日保育	日曜・祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒を見る事ができない子どもを、保育所において保育する事業を、私立保育所4ヵ所を実施。	該当なし。
11 学童保育	保護者が労働等により、昼間家にいない家庭の小学校低学年の児童に対し、授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業を、私立保育所9ヵ所を実施。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	病後児保育事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」にあり、集団保育の困難な期間、その児童を病院等に付設された専用スペースで一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成を図る。	該当なし。
2 委託機関等	市内の医療機関 3カ所	
3 利用時間・負担金	午前8時から午後5時まで 2,000円 開設時間が半日の場合 1,000円 上記の利用時間に引き続く延長1時間 500円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 運営委託	私立保育所に対して、国の保育単価に基づき、各月初日の入所人員に応じて支払っている。	該当なし。
2 特別保育事業委託	乳児保育促進事業、障害児保育支援事業、休日保育事業、地域子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施している私立保育所に対して、運営費を支払っている。	該当なし。
3 特別保育事業補助	延長、一時保育を実施している私立保育所に対して、補助金を支払っている。	該当なし。
4 職員研修費補助	(内容) 私立保育所が実施する職員研修に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 職員1人当たり年間15,000円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
5 保育所入所等事務謝金	私立保育所において入所申込の交付および受付等、入所事務に対する役務について、入所児童1人につき1ヵ月当たり480円の謝金を交付している。	該当なし。
6 社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金	(内容) 私立保育所に対し、児童福祉施設賠償責任保険に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 児童数(定員)1名当たり年間70円	該当なし。
7 高松市保育研究会事業補助金	高松市保育研究会の実施する研修会、研究会、保育まつり等に対して、研究費として30万円、人権保育関係として72万円、保育まつり開催経費の一部として20万円を補助している。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	認可外保育支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 施設助成	<p>(目的) 認可外保育施設に入所している児童の福祉向上を図るため、認可外保育施設に対して、一定の条件のもと、保育用品、給食用品等に要する経費に対して補助を行っている。</p> <p>(内容) 保育用品、給食用品等に要する経費に対し補助 ・昼間児童1人当たり3,500円/月 ・夜間児童1人当たり5,000円/月</p>	該当なし。
2 職員健康診断助成	<p>(目的) 認可外保育施設に勤務する保育従事者等の健康診断に要する経費を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全および衛生の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(内容) 施設の職員が健康診断を受けた場合、1人当たり4,200円を補助</p>	該当なし。
3 第3子等保育料助成	<p>(内容) 認可外保育施設に入所している第3子等の児童について、保育料の一部を助成している。 ・3歳未満児 10,000円/月 ・3歳以上児 5,000円/月又は10,000円/月(所得税額による)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題 対 応 策

--

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業		部会名	健康福祉
分類	民間児童厚生施設運営補助事業			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 目的	民間児童館に対して、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に実施する事業運営費の一部を助成する。	該当なし。		
2 事業内容	上記の目的を達成するために、下記の事業を民間児童館で実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童健全育成相談支援事業</li> <li>・自然体験活動事業</li> <li>・子どもボランティア育成支援事業</li> <li>・巡回児童館事業</li> <li>・年長児童等来館促進事業</li> <li>・特別事業</li> </ul>			
3 補助額・率	国の補助基準額の1/3  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国 1/3</li> <li>・県 1/3</li> <li>・社会福祉法人 1/3</li> </ul> 社会福祉法人の負担部分1/3を市単独補助  ※額については、高松市民間児童館活動事業費補助金交付要綱のとおり			
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	母子家庭等就業・自立支援センター事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	高松市	香川県において同様の業務を実施
2 目的	地域で生活し、継続的生活指導を必要とする母子家庭の母等へ、就業支援サービスを提供するなどして自立の促進を図る。	
3 内容	就業支援講習会事業等、各種事業を実施	
4 委託先	(財)香川県母子福祉連合会に、事業委託	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・実施機関が異なる。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉						
分 類	子育て短期支援事業									
	現 況									
項 目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題						
1 短期入所生活 援助	<p>(実施機関) 高松市</p> <p>(内容) 市内在住の1歳以上の児童で、家庭における養育が一時的に困難となった者及び緊急一時的に保護を必要とする母子に対し、児童福祉施設等において養育・保護する。</p> <p>(委託機関) 児童養護施設 讃岐学園</p> <p>(利用期間) 7日以内</p> <p>(利用者負担) 国の基準額どおり</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">2歳未満児</td> <td style="text-align: right;">5,350円</td> </tr> <tr> <td>2歳以上児</td> <td style="text-align: right;">2,750円</td> </tr> <tr> <td>緊急一時保護の母</td> <td style="text-align: right;">750円</td> </tr> </table> <p>生活保護世帯等は減免あり</p>	2歳未満児	5,350円	2歳以上児	2,750円	緊急一時保護の母	750円	該当なし。		
2歳未満児	5,350円									
2歳以上児	2,750円									
緊急一時保護の母	750円									
2 夜間養護	<p>(実施機関) 高松市</p> <p>(内容) 市内在住で保護者の仕事等が恒常的に夜間となる家庭の小学生に対し、夜間の養護を行う。</p> <p>(委託機関) 児童養護施設 讃岐学園</p> <p>(利用期間) 原則6カ月程度で午後6時から午後10時まで</p> <p>(利用者負担) 国の基準額どおり</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">小学生</td> <td style="text-align: right;">750円</td> </tr> <tr> <td>特に市長が認める児童</td> <td style="text-align: right;">750円</td> </tr> </table> <p>生活保護世帯等は減免あり</p>	小学生	750円	特に市長が認める児童	750円	該当なし。		対 応 策		
小学生	750円									
特に市長が認める児童	750円									
				調 整 案						
				高松市の制度を適用する。						

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	母子生活支援施設	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の入所を行い、これらの者の保護及び生活支援を目的とする施設で、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた指導を行う。	該当なし。
2 名称・設置場所	高松市屋島ファミリーホーム 高松市高松町75番地15	
3 施設内容等	主に、施設内で行っている事業等 (母子の会、誕生会、料理教室、手芸教室、地域交流会、学習会、その他)	
4 利用対象者	原則として、高松市民のみ。	
5 利用者負担	市・県民税額、所得税額により区分あり。	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	母子寡婦福祉資金貸付等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	高松市	香川県において同様の業務を実施
2 目的・対象者	母子家庭の母、寡婦等に対し、生活の安定と子どもの福祉の向上を図るため、各種資金を貸し付ける。 母子福祉資金・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 ・父母のない20歳未満の児童(修学、修業、就職支度、修学支度、児童扶養資金)  寡婦福祉資金・寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子	
3 貸付額	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
4 金利	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
5 償還方法	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
6 利子補給	(対象) 市内に住所を有する有利子母子福祉資金・寡婦福祉資金の借受者で、償還計画に定める償還期日の属する年度内に、資金を償還した者に対し、市単独で補給している。  (助成額) 償還した利子相当額	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関が異なる。</li> <li>・高松市では、市単独で利子補給を実施している。</li> </ul>

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	母子等医療費助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童</li> <li>・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童</li> <li>・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害(㊤、A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童</li> <li>・父母のない20歳未満の児童 (ただし、県補助事業における所得制限該当者は除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童</li> <li>・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童</li> <li>・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害(㊤、A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童</li> <li>・父母のない20歳未満の児童 (ただし、県補助事業における所得制限該当者を含む)</li> </ul>
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成対象者及び助成方法に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	乳幼児医療費助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 助成対象者	市内に住所を有する6歳未満の乳幼児の保護者(その世帯における所得による制限はなし。)	町内に住所を有する、満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの乳幼児の保護者(その世帯における所得による制限はなし。) ※ 満6歳未満の対象者については、香川県が助成しており、6歳以上の対象者については、町単独で助成している。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額(ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付(ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成対象者及び助成方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において庵治町に住所を有し、引き続き庵治町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において庵治町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。

(別紙)

## 母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容

## 資金の種類一覧表

(平成16年4月1日現在)

資金の種類別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母,寡婦等および母子福祉団体が事業を開始するのに必要な経費	2,830,000 円 団体 4,260,000 円 *複数の母子家庭の母等が共同して起案する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする	貸付後1年	据置後7年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母,寡婦等および母子福祉団体が事業を継続するのに必要な経費	1,420,000 円	貸付後6か月	据置後7年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母,寡婦等が扶養している児童等が小学校,中学校,高等学校,大学,高等専門学校,専修学校または修業施設へ入学または入所する際に必要な被服等を購入する経費に充てる資金	別表1参照	修学・修業期間終了後 (小中学校は15歳到達後) 6か月	据置後5年以内 ただし,修学資金と同時貸付けの場合は,修学と同じ期間	無利子
修学資金	母子家庭の母,寡婦等が扶養している児童等が高校,大学,高専または専修学校に修学するために必要な経費 貸付期間は修学期間内	別表1参照	修学終了後 6か月	据置後貸付期間の3倍以内 (特別) 20年以内 専修一般5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母,寡婦等が事業を開始し,または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は3年以内	月額 50,000 円 (一括) 600,000 円 自動車運転免許取得 460,000 円	技能習得後 6か月	据置後10年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母,寡婦等が扶養している児童等が事業を開始し,または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は3年以内	月額 50,000 円 高校3年時の自動車運転免許取得 460,000 円	技能習得後 6か月	据置後6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母,寡婦等または児童が就職に際して必要な経費	100,000 円 通勤用自動車購入 320,000 円	貸付後1年	据置後6年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母,寡婦等または児童が医療または介護(児童を除く)を受けるために必要となる経費 貸付期間は1年以内	医療 310,000 円 特別(所得税非課税世帯等) 450,000 円 介護 500,000 円	療養(介護)終了後 6か月	据置後5年以内	無利子

資金の種類別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
生 活 資 金	知識技能を習得している間の生活補給資金 貸付期間は技能習得期間	知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内 月額141,000円	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後または生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間終了後 6か月	据置後 10年以内	無利子
	医療介護資金を借り受けて医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金 貸付期間は医療・介護の貸付けを受けている期間	月額103,000円  (生活安定は母子家庭となって7年以内及び総額2,400,000円まで。失業は離職の翌日から1年以内) 母が生計中心でない場合 69,000円		据置後 5年以内	
	母子家庭となって間もない(7年未満)母の生活安定・継続する間(生活安定期間)または失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金			据置後 生活安定 8年以内 失業 5年以内	
住 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅の補修、保全、改築、増築をする場合、または住宅を建設するか購入をするのに必要な経費に充てる資金	1,500,000円  特別貸付(新築または購入等) 2,000,000円	貸付期間終了後 6か月	据置後 6年以内 (特別) 7年以内	年3%
転 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が住宅を移転するため住宅の賃貸借に際し必要な経費に充てるための資金 (市外に転居する場合は転居先で申請)	260,000円	貸付後 6か月	据置後 3年以内	年3%
結 婚 資 金	母子家庭の母または寡婦等が扶養している児童等の婚姻に際し、必要な経費にあてる資金	300,000円	貸付後 6か月	据置後 5年以内	年3%
特 例 児 童 扶 養 資 金	児童扶養手当の支給額が、平成14年7月分の手当額と現に支給されている手当額を比較して減額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)となる場合、児童の扶養に必要な経費としてその差額にあてる資金 貸付期間は、平成14年8月1日から5年	平成14年7月分の児童扶養手当の支給額と貸付申請の際に現に支給されている手当額との差額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)	貸付期間満了日または児童が15歳になった学年末のいずれか遅い日の翌日から1年	据置後 10年以内	無利子

別表1 就学支度資金，修学資金の学校別一覧表

学校区分	区 分		就学支度資金	修 学 資 金	
	種別	通学	貸付限度額	貸付限度額（一般）	貸付限度額（特別）
小学校	-	-	39,500円	修学資金は，小・中学校はありません。 就学援助制度を利用ください。 就学支度資金のみ，所得税非課税世帯に対し貸付け できます。	
中学校	-	-	46,100円		
高等学校	国公立	自 宅	75,000円	月額18,000円	月額27,000円
		自宅外	85,000円	月額23,000円	月額34,500円
専修学校（高等） （日本育英会法施行 令指定校）	私 立	自 宅	350,000円	月額30,000円	月額45,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
高等専門学校 （4年目から短大と して貸付）	国公立	自 宅	75,000円	月額21,000円	月額31,500円
		自宅外	85,000円	月額22,500円	月額33,750円
	私 立	自 宅	350,000円	月額32,000円	月額48,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
短期大学 専修学校（専門） （日本育英会法施行 令指定校）	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額52,000円	月額78,000円
		自宅外	520,000円	月額59,000円	月額88,500円
大 学	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額53,000円	月額79,500円
		自宅外	520,000円	月額63,000円	月額94,500円
専修学校（一般）		自 宅	75,000円	月額29,000円	月額43,500円
		自宅外	85,000円		
修業施設	中学卒業生	自 宅	75,000円	月額50,000円	/
		自宅外	85,000円		
	高校卒業生	自 宅	90,000円		
		自宅外	100,000円		

修学資金の貸付限度額は1年生の額です。申請時の学年により限度額が異なります。

#### 特別貸付

修学資金貸付限度額の特別枠の貸付けは，修学に直接必要な経費（授業料，通学費，教科外活動費等）が一般枠を超える場合で，児童の修学に際し，必要と認められる場合に対象となります。希望する際は，自己資金や借入額，償還計画を十分にご検討ください。

「その他の福祉事業について」に関する資料

遺族団体事業補助について	37
戦争犠牲者追悼式について	38
民生委員・児童委員活動事業について	39
特定疾患者援護事業について	40
原子爆弾被爆者援護事業について	41
災害援護関係について	42～43
ふれあいのまちづくり事業について	44
地域福祉計画について	45
社会福祉協議会運営補助等事業について	46～47
障害者小規模作業所助成事業について	48
福祉資金貸付金利子補給事業について	49
紙おむつ給付事業について	50
福祉タクシー事業について	51～52
福祉電話等貸与事業について	53
介護見舞金支給事業について	54
緊急通報装置貸与等事業について	55
住宅改造助成事業について	56
福祉金等支給事業について	57～58
配食サービス事業について	59

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	遺族団体事業補助			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 遺族会事業補助	(補助団体名) 財団法人高松市遺族会 (補助対象事業) 戦没者の慰霊行事、援護相談事業などの年間活動事業 (補助額) 年額 567,000円(柱数 1,952柱)	(補助団体名) 庵治町遺族厚生会 (補助対象事業) 高松市と同じ。 (補助額) 年額 200,000円(柱数 約200柱)		庵治町では、日本戦災遺族会事業補助及び地区遺族会補助を実施していない。
2 日本戦災遺族会事業補助	(補助団体名) 社団法人日本戦災遺族会香川県支部 (補助対象事業) 戦災犠牲者慰霊祭、遺族相互の交流などの年間活動事業 (補助額) 年額209,000円	該当なし。		対 応 策
				庵治町遺族厚生会については、高松市の地区遺族会として取り扱うものとし、財団法人高松市遺族会への加入を促す。
3 地区遺族会補助	(補助団体名) 地区遺族会(25地区) (補助対象事業) 各地区における戦没者の慰霊祭 (補助額) 1地区当り 柱数×@250+20,000円	該当なし。		調 整 案
				高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	戦争犠牲者追悼式	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	戦争犠牲者の冥福を祈るため、市主催の追悼式を開催するもの。	該当なし。 ※町主催では実施していないが、庵治町遺族厚生会主催で開催している。
2 開催日及び場所	(開催日) 毎年10月中旬(平成16年度は10月13日) (場所) 高松市文化芸術ホール (平成15年度までは高松市立市民会館)	
3 対象者	太平洋戦争陸海軍犠牲者 6,751柱 市内の戦災犠牲者 1,359柱 市外の戦災犠牲者 46柱 外地犠牲者 678柱 計 8,834柱 参列者 約800人	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	民生委員・児童委員活動事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 委員数(定数)	672人(うち主任児童委員69人)  ※委員数の決定基準 中核市及び人口10万人以上の市に係る国の定数基準(170～360世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、地域性も考慮する中で、委員数を決定	16人(うち主任児童委員2人)  ※委員数の決定基準 町村に係る国の定数基準(70～200世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、委員数を決定
2 地区数	34地区	1地区
3 活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員活動費(1人当たり) 年額120,600円</li> <li>会長活動費(1人当たり) 年額12,000円</li> <li>地区協議会開催経費等(1地区当たり) 年額@6,500×委員数</li> <li>地区協議会活動費等(1地区当たり) 年額@5,905×委員数+30,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員活動費(1人当たり) 年額65,000円</li> <li>会長活動費(1人当たり) 年額 5,000円</li> </ul> <p>その他の運営費等は別途支給</p>
4 研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会に委託</li> <li>県外で実施される研修への派遣 香川県社会福祉協議会に委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で実施される研修事業 高松市と同じ。</li> <li>県外で実施される研修への派遣 香川県民生委員児童委員協議会連合会及び県東讃保健福祉事務所管内木田・香川地区民生児童委員協議会連合会に委託。</li> </ul>
5 民生委員推薦会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員定数 14人</li> <li>委員報酬 @6,700円</li> <li>任期 H16. 10. 1～H19. 9. 30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員 7人</li> <li>委員報酬 @8,500円</li> <li>任期 高松と同じ。</li> </ul>
6 地区民生委員推薦準備会	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備会 34地区</li> <li>委員数 14人以内</li> <li>準備会開催経費交付金 1,000円×委員数</li> <li>任期 H13. 9. 1～H16. 8. 30</li> </ul>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>高松市の制度に統一した場合、庵治町地区の民生委員が減員となる場合がある。</li> <li>活動費に差異がある。</li> <li>民生委員推薦会の委員報酬等に差異がある。</li> <li>庵治町では地区民生委員推薦準備会が組織されていない。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>高松市の制度に統一する。</li> <li>庵治町地域の民生委員数については、現行のとおりとする。</li> <li>庵治町民生委員推薦会は、高松市の地区民生委員推薦準備会として取り扱う。</li> </ul>

調 整 案
高松市の制度に統一する。



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	特定疾患者援護事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	原因が不明であって治療方法が確定していない、いわゆる難病のうち、特定の疾患に罹患している者に対し、援護金を支給することにより、福祉の増進を図る。	該当なし。
2 対象者要件	① 国の治療研究事業対象(45疾患)、県単独の治療研究事業対象(6疾患)の疾患に罹患している者 ② 当該年度の市民税が非課税または均等割のみの者 ③ 市内に引き続き1年以上居住している者  上記①～③の要件を全て満たしている者	
3 支給額等	患者1人につき年額10,000円	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、特定疾患者援護事業を実施していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。 ただし、居住要件については、合併時に庵治町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	原子爆弾被爆者援護事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 援護金	(対象者要件) ①被爆者健康手帳の交付を受けている者 ②市内に引き続き1年以上居住している者  (支給額) 年額 15,000円/人 支給時期 毎年8月	該当なし。
2 死亡弔慰金	(対象者要件) 援護金支給対象者が死亡した場合、その者の葬祭を行った者 (支給額) 15,000円/人	該当なし。
3 原爆被害者の会補助	該当なし。	庵治町原爆被害者の会に対して補助(30千円/年)

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・庵治町では援護金及び死亡弔慰金を支給していない。 ・庵治町では原爆被害者の会に補助金を支給している。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時に庵治町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	災害援護関係	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 災害時緊急物資備蓄事業	<p>(内容) 大規模災害発生時に、被災者及び避難者に対し、物資の流通が回復するまでの初期対応として緊急物資を備蓄する。</p> <p>(備蓄状況) ①備蓄数量 想定被災者数7,000人 ②備蓄期間 平成15～19年度 ③備蓄物資 毛布、タオル、おむつ、アルファ米、レトルト食品、飲料水、食器セットなど ④備蓄場所 小学校体育館16箇所、保健所、保健センター</p>	保健センター及び消防用倉庫で災害用として、毛布・日用品セットを備蓄している。
2 災害弔慰金	<p>(内容) 対象災害となる災害で死亡した場合に、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。</p> <p>(弔慰金額) 生計維持者・・・500万円 その他の者・・・250万円</p>	高松市と同じ。
3 災害障害見舞金	<p>(内容) 対象災害により負傷し、または疾病にかかり治ったときに、法に定める程度の障害がある者に対し、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 生計維持者・・・250万円 その他の者・・・125万円</p>	高松市と同じ。
4 災害援護資金貸付	<p>(内容) 対象災害により、住居等に被害を受けた世帯に再建のための資金を貸し付ける。</p> <p>(貸付額/例) 住居の全壊・・・250万円～350万円 住居の半壊・・・170万円～270万円</p> <p>(金利) 年3パーセント(据置期間中は無利子)</p> <p>(償還方法等) 年賦または半年賦、元利均等償還。10年</p>	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時緊急物資備蓄事業に差異がある。</li> <li>・庵治町では、小規模災害弔慰金及び小規模見舞金を支給していない。</li> </ul>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	災害援護関係	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
5 小規模災害弔慰金	(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により死亡した場合に弔慰金を支給する。 (弔慰金額) 1人当たり100,000円	該当なし。
6 小規模災害見舞金	(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により、住居の全損、半損または1ヶ月以上の負傷をした者に対し見舞金を支給する。 (見舞金額) 住居の全損・1世帯当たり50,000円 住居の半損・1世帯当たり30,000円 1ヶ月以上の負傷・1人当たり20,000円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	ふれあいのまちづくり事業補助			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 目的	地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図る。	該当なし。		
2 事業内容	(1) ふれあい相談センターの設置 広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・指導を行い、その福祉の向上を図るため、高松市社会福祉協議会内に相談センターを設置している。 ・総合相談・・・年3回(専門委員による相談) ・弁護士相談・・・月1回(弁護士による相談) ・一般相談・・・毎週月・水・金 (2) 社協広報誌「福祉だより」の発行 (3) 福祉協力校の指定			
3 補助対象団体	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会		調 整 案	
4 経費負担	事業費2,550,000円 市補助金 500千円 県社協 800千円 市社協 1,250千円			

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	地域福祉計画	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 計画の概要等	「自助・公助・共助」の各種施策・活動の協働により、生活課題を解決し、誰もが住み慣れた地域でその人らしい安心のある生活をおくることができる地域社会の実現を目指し、平成16年度末を目途に計画の策定を行っている。	該当なし。 ※策定を検討中
2 推進体制	・庁内組織・地域コミュニティづくり推進本部  ・策定組織・地域福祉計画策定委員会 (公募委員2人を含む15人)	
3 策定スケジュール	・H15. 8 計画策定要領の承認 ・H15. 10 市民意識調査を実施 ・H16. 1 地域福祉計画策定委員会の設置 ・H17. 2 パブリックコメントの実施 ・H17. 3 計画決定の予定	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、地域福祉計画の策定を検討中である。

対 応 策
高松市の制度を適用する。 なお、高松市の地域福祉計画の見直し時において、庵治町地域を含めた計画に改訂するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	①名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会 ②組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人 事務局⇒事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課 ③活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)	①名称 社会福祉法人 庵治町社会福祉協議会 ②組織 会長1人、副会長1人、理事10人(会長、副会長を含む)、評議員25人 事務局⇒事務局長、職員1人 ③活動内容 ・町委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付受付等、福祉委員活動事業)
3 補助内容	①運営補助 ・人件費補助 介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助 ・管理費補助 管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。 ・社会福祉協議会運営費補助 ②事業補助 ・在宅福祉サービス事業補助 ・福祉事業団体補助	①運営補助 ・人件費補助 職員1人分を全額補助 ・事務局経費補助 全額補助 ②事業補助 ・福祉委員協議会補助

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・補助内容及び委託事業内容に差異がある。 ・法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。

対 応 策
社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時まで調整する。

調 整 案
社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	社会福祉協議会運営補助等事業			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 委託事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者入浴サービス事業</li> <li>・精神障害者ホームヘルプサービス事業</li> <li>・難病患者等ホームヘルプサービス事業</li> <li>・敬老会事業</li> <li>・老人介護支援センター事業</li> <li>・在宅介護者支援事業</li> <li>・福祉電話架設対象者連絡サービス業務</li> <li>・老人と地域の交流事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会事業</li> <li>・配食サービス事業</li> <li>・介護手当支給事業</li> <li>・心配ごと相談事業(高齢者地域支援体制整備事業)</li> </ul>		



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	障害者小規模作業所助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 身体障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な身体障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 7施設 補助実績70,160千円 (平成15年度実績)	該当なし。
2 知的障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な知的障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 9施設 補助実績82,067千円 (平成15年度実績)	該当なし。
3 精神障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な精神障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ社会復帰の促進を図る小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 2施設 補助実績9,400千円 (平成15年度実績)	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	福祉資金貸付金利子補給事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 障害者生活福祉資金貸付金利子補給事業	<p>(内容) 香川県社会福祉協議会が事業主体となり実施している生活福祉資金貸付事業の借受者のうち、障害者のみが借り受けできる資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。</p> <p>(利子補給件数) 平成15年度実績 :12件</p>	該当なし。
2 母子・寡婦福祉資金貸付金利子補給事業	<p>(内容) 母子・寡婦福祉資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。</p> <p>(利子補給件数) 平成15年度実績 :19件</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	紙おむつ給付事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 心身障害者 (児)紙おむつ給付事業	<p>(対象者) 市内に住所を有する3歳～64歳の身体障害者手帳1級(下肢、体幹、内部)または療育手帳④の所持で、概ね6カ月以上寝たきりでおむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月60枚の紙おむつを給付 (2カ月ごとに、契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:192人</p>	該当なし。
2 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	<p>(対象者) 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、6カ月以上寝たきりまたは痴呆の状態にあり、おむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月にパンツタイプに換算して60枚の紙おむつを給付(2カ月ごとに契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:1,913人</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	福祉タクシー事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 障害者福祉タクシー助成事業	<p>(目的) 障害者が社会生活上、外出する必要がある場合に、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図る。</p> <p>(助成対象者) ・身体障害者手帳1級及び2級の者 ・療育手帳㊦及びAの者 ・常時車いすを使用している者 ・精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の者</p> <p>(助成内容) 1枚500円(精神障害は550円、車椅子は+500円)のチケットを年間30枚または15枚交付する。 ※30枚⇒身体障害者手帳1級、療育手帳㊦、車椅子、精神障害者保健福祉手帳1級 15枚 ⇒上記以外の者</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 3,400人 (平成15年度)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	福祉タクシー事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
2 高齢者 福祉タクシー 助成事業	<p>(目的) 外出することが難しい在宅高齢者に、タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の外出支援を図る。</p> <p>(助成対象者) 65歳以上で要介護認定(要介護1～5)を受けている市民税非課税の在宅の高齢者</p> <p>(助成内容) 年間15枚交付する。 (1枚当たり法人タクシー550円、個人タクシー540円 身体障害者手帳・療育手帳所持者500円)</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 2,098人 (平成15年度)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	福祉電話等貸与事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 障害者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、ひとり暮らしの外出困難な重度障害者または難聴者に対して、電話またはファクシミリの貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:12台</p>	該当なし。
2 高齢者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対して電話の貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:184台</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	介護見舞金支給事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 在宅重度障害者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 身体障害者手帳1級及び2級を所持し日常生活動作評価表8点以上、療育手帳④及びAまたは、精神障害者保健福祉手帳1級を所持し日常生活能力判定表12点以上の20歳～64歳の在宅重度障害者を常時介護している者に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:173人</p>	<p>該当なし。</p>
2 在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 65歳以上の在宅の寝たきり・痴呆性高齢者を介護している家族に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:892人</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(居住要件) 町内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) なし</p> <p>(支給額) 年額36,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:15人</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・庵治町では、在宅重度障害者介護見舞金支給事業を実施していない。</p> <p>・在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の、所得要件及び支給額に差異がある。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、居住要件については、合併時において、庵治町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	緊急通報装置貸与等事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		
1 身体障害者 緊急通報装置 貸与等事業	<p>(対象者) 市内に住所を有するひとり暮らし重度身体障害者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付 (通報システム) 消防局通報方式 ※通報→消防局→(安否確認)→出動 ↓ 協力者へ連絡→関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 15台(平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) ひとり暮らしの重度身体障害者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の給付 (通報システム) 委託業者通報方式 ※通報→委託業者→協力者→(安否確認)→委託業者 →親戚・民生委員へ連絡→関係者へ連絡</p> <p>(給付台数) 1台(平成15年度末現在)</p>		<p>問 題 点 ・ 課 題</p> <p>内容及び通報システムに差異がある。</p>
2 高齢者緊急 通報装置貸 与等事業	<p>(対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付 (通報システム) 消防局通報方式 ※通報→消防局→(安否確認)→出動 ↓ 協力者へ連絡→関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 1,580台(平成15年度末現在)</p> <p>(給付台数) 112台(平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(内容) 緊急通報装置の給付 (通報システム) 委託業者通報方式 ※通報→委託業者→協力者→(安否確認)→委託業者 →親戚・民生委員へ連絡→関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 該当なし。</p> <p>(給付台数) 35台(平成15年度末現在)</p>		<p>対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p>
				<p>調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p>



行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	住宅改造助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	身体が虚弱な高齢者または重度障害者の自立を助長するため、自宅を改造する場合に、住宅改造費の一部を助成する。	高松市と同じ。
2 対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上で寝たきりまたは準寝たきり状態の者</li> <li>・視覚または肢体の身体障害者手帳1～2級もしくは療育手帳㊤・Aの障害者</li> <li>・その他市長が特に必要と認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の介護認定を受けている高齢者</li> <li>・身体障害者手帳1～2級の障害者</li> <li>・上記の障害が、視覚障害又は肢体不自由に限る。</li> </ul>
3 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に住所を有する者
4 所得要件	生計中心者の前年所得が500万円以下	世帯の全員が所得税非課税
5 対象工事	改造工事 ※新築・増築または全面的な改築工事を除く	高松市と同じ。
6 助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯、所得税非課税世帯 対象工事費用の3/4の額(限度額750千円)</li> <li>・その他の世帯 対象工事費用の1/2の額(限度額500千円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者 対象工事費用の2/3の額(限度額533千円)</li> <li>・障害者 対象工事費用の2/3の額(限度額666千円)</li> </ul>
7 助成実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者171件</li> <li>・障害者 23件</li> <li>(平成15年度実績)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者 4件</li> <li>・障害者 1件</li> <li>(平成15年度実績)</li> </ul>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、居住要件、所得要件及び助成金額等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に庵治町地域に住所を有する者については、居住要件を満たす者として取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	福祉金等支給事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	高齢者、障害者、障害児及び母子家庭児等に対し、市民福祉金を支給することにより福祉の増進を図る。	高齢者、心身障害者等に対し、敬老祝金、障害者年金等を支給することにより福祉の増進を図る。
2 福祉金等の種別	(1) 敬老祝金 (2) 障害者福祉金 (3) 障害児福祉金 (4) 母子家庭児等福祉金	(1) 敬老祝金 (2) (3)心身障害者年金(児含む)  (4) 該当なし。
3 支給額・支給実績	(1) 敬老祝金 77歳 年額10,000円(2,807人) 88歳 年額20,000円(791人) 99歳以上 年額30,000円(91人) (2) 障害者福祉金 年額15,000円(8,428人) (3) 障害児福祉金 年額20,000円(502人) (4) 母子家庭児等福祉金 年額15,000円(3,604人) ※平成15年度実績	(1) 敬老祝金 75歳以上 年額 7,000円(654人) 85歳以上 年額10,000円(221人) (2) (3)心身障害者年金 身体1級 知的 <sup>㉑</sup> 年額40,000円(36人) 身体2級 知的A 年額30,000円(31人) 身体3級 知的 <sup>㉒</sup> 年額20,000円(41人) 身体4級 知的B 年額10,000円(64人)  (4) 該当なし。 ※平成15年度実績
4 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に1年以上住所を有する者
5 所得等要件	なし	心身障害者年金については、公的年金・手当を受給していない者

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・庵治町では、母子家庭児等福祉金を支給していない。</p> <p>・高齢者・障害者に対する福祉金等の支給額、所得等要件及び対象者要件に差異がある。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、居住要件については、合併時において、庵治町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	福祉金等支給事業			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
6 対象者要件	<p>(1) 敬老祝金 77歳, 88歳, 99歳以上の者</p> <p>(2) 障害者福祉金 ・身体障害者手帳所持者 1～3級の者 ・療育手帳所持者 ㉠、A、㉡の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1～2級の者</p> <p>(3) 障害児福祉金 ・身体障害者手帳所持者1～3級で20歳未満の者 ・療育手帳所持者㉠、A、㉡で20歳未満の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者1～2級で20歳未満の者</p> <p>(4) 母子家庭児等福祉金 ・父母又はそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでない義務教育終了前の者 ・児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を現に受けている母又は養育者の監護・養育を受けている義務教育終了前の者</p>	<p>(1) 敬老祝金 75歳以上の者</p> <p>(2) (3) 心身障害者年金 ・身体障害者手帳所持者 1～4級の者 ・療育手帳所持者 ㉠、A、㉡、Bの者</p> <p>(4) 該当なし。</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	配食サービス事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 事業名	高齢者と施設の交流事業	配食サービス事業
2 対象者	①高齢者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯であって、食事の調理が困難で「食」に関する支援を必要とする者 ②身体障害者 該当なし。	①高齢者 食事の材料の調達または調理が困難で、サービスを利用することにより栄養の改善が図られるおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者 ②身体障害者 食事の材料の調達または調理が困難で、サービスを利用することにより栄養の改善が図られる身体障害者
3 事業内容	老人ホームで調理した食事を対象者の自宅へ配食	高松市と同じ。
4 利用登録者	・高齢者 132人 ・身体障害者 該当なし。	・高齢者 37人 ・身体障害者 登録者なし。
5 実施方法	実施区域 市内9地区(全35地区中) 委託先 調理… 社会福祉法人(5老人ホーム) 配食… ボランティア(民生委員等) 配食回数 2回/週	実施区域 町内全域 委託先(庵治町社会福祉協議会が委託) 調理… 社会福祉法人(あじの里) 配食… シルバー人材センター 配食回数 5回/週 月曜日から金曜日まで
6 費用負担	市 … 400円/食  利用者… 200円/食	町 … 200円/食  利用者… 400円/食

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
対象者、実施方法及び費用負担に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

## 協議第42号資料

### 「環境対策事業について」に関する資料

ごみ処理事業（収集方法等）について	61～62
ごみ処理事業（手数料）について	63
ごみ処理事業（一般廃棄物適正処理指導事業）について	64
ごみ処理事業（一般廃棄物収集運搬・処理許可）について	65
廃棄物管理指導等について	66
衛生組織団体活動推進事業について	67～68
ごみ減量・資源化推進事業について	69
環境基本計画について	70
環境保全推進事業について	71
大気汚染監視事業について	72
騒音振動防止対策事業について	73
水質汚濁監視事業について	74
公衆便所管理について	75
し尿収集事業について	76

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(収集方法等)	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 燃やせるごみ	(種類) 生ごみ、紙ごみ、布くず、木・竹切れ・紙おむつ等 (収集回数) 週2回/市指定袋	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週2回/町指定袋
2 臨時・粗大ごみ	(種類) 大型家具類、ふとん、自転車、灰等 (収集回数) 電話申込により随時戸別収集(月、火、木、金) (搬入場所) 【破碎ごみ】 南部広域クリーンセンター・廃棄物再生利用施設 【燃やせるごみ】 西部広域クリーンセンター	(種類) 大型家具、ふとん、自転車、カーペット等 (収集回数) 清掃工場へ直接搬入するか、許可業者へ (搬入場所) 庵治町清掃工場へ搬入し、可燃・不燃・粗大ごみごとに分けて東部クリーンセンター(東部清掃施設組合)へ搬入
3 破碎ごみ	(種類) 食器、ガラス、陶器、小型家電製品、金属類等 (収集回数) 月2回/市指定袋	(種類)埋立ごみ 食器、ガラス、陶器、小型家電製品等 (収集回数) 月1回/町指定袋
4 有害ごみ	(種類) 乾電池、蛍光灯、水銀体温計 (収集回数) 月2回/透明袋(蛍光管は購入時のダンボールケース)破碎ごみと同じ収集日	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 月1回/資源ごみ収集日

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別区分、収集回数、収集方法及び搬入場所に差異がある。</li> <li>・資源ごみの収集方法が異なる。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・庵治町地域のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</li> <li>・東部クリーンセンターへのごみの搬入については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業			
分類	ごみ処理事業(収集方法等)			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町		
5 家電4品目	<p>(種類) エアコン・洗濯機・冷蔵庫・テレビ(ブラウン管式)</p> <p>(収集方法) もよりの家電製品販売店に依頼 【依頼先がない場合】 郵便局でリサイクル料金を納付した後、粗大ごみ受付センターに申込、戸別収集後、メーカーの指定引取り場所へ</p>	<p>(種類) 高松市と同じ。</p> <p>(収集方法) もよりの家電製品販売店に依頼するか、許可業者に依頼</p>		
6 資源ごみ				
種類・排出回数・排出方法	缶	スチール アルミ	月2回/乳白色半透明ポリ袋により混合収集	月1回 青色網袋により収集(スチール缶) 緑色網袋により収集(アルミ缶)
	びん	無色 茶色 その他		青色コンテナにより収集(びん:無色) オレンジ色コンテナにより収集(びん:茶色) 黄色コンテナにより収集(びん:その他) 白色網袋により収集(ペットボトル)
		ペットボトル		
		プラスチック製容器包装 白色トレイ	週1回/乳白色半透明ポリ袋による混合収集	月1回/埋立ごみとして指定ごみ袋により収集
		段ボール 古紙類 新聞 雑誌 容器包装紙 紙パック	月2回/結束(容器包装紙は紙袋に入れるか結束)	月1回/結束(容器包装紙は資源ごみとしていない。)
	古布	月2回/乳白色半透明ポリ袋	月1回/結束	
7 家庭用パソコン	現在、ノート型パソコンは破碎ごみ、デスクトップ型は粗大ごみで収集		収集していない。	

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業			
分類	ごみ処理事業(手数料)			
現況				
項目	高松市		庵治町	
1 家庭系一般 廃棄物(可燃・ 破碎ごみ)	有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料金) 10 <sup>リットル</sup> 10円/枚 20 <sup>リットル</sup> 20円/枚 30 <sup>リットル</sup> 30円/枚 40 <sup>リットル</sup> 40円/枚		有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料金) 可燃ごみ 20 <sup>リットル</sup> 15円/枚 30 <sup>リットル</sup> 20円/枚 45 <sup>リットル</sup> 30円/枚 埋立ごみ 45 <sup>リットル</sup> 30円/枚	
2 事業系一般 廃棄物	収集していない(直接搬入するか許可業者へ) (処理手数料) ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算		収集していない(許可業者が香川県東部清掃組合へ) ※資源ごみのみ清掃工場へ受け入れ。 100円/10kg	
3 臨時・粗大ごみ	① 南部広域クリーンセンターへ個人が直接搬入 ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算  ② 随時戸別収集後、処理施設へ ・有料シール制 品目ごとに500円、1,000円、2,000円の3種		収集していない(清掃工場へ直接搬入するか、許可業者へ) 200円/10kg	
4 資源ごみ	無料		無料	
5 動物の死体	・収集、運搬、処分 1体 1,480円 ・処分のみ 1体 590円		・飼い犬、飼い猫 1体/500円 清掃工場へ直接搬入 ・ 飼い犬、飼い猫以外 無料	
6 自己搬入 手数料	【埋立・可燃・破碎ごみ】 ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算		【埋立、可燃、粗大ごみ】 200円/10kg 資源ごみ、指定ごみ袋にはいつているものは 無料	
7 家電4品目収 集運搬手数料	(1品目 1個) 2,000円		該当なし。	

部会名	環 境
-----	-----

問題点・課題
ごみ袋の料金及び処理手数料等に差異がある。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・庵治町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、庵治町地域において使用できるものとする。</li> <li>・庵治町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度については、現行のとおりとする。 なお、その後の対応については、全市的な観点から、見直しを行う。</li> </ul>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、庵治町地域において使用できるものとする。</p> <p>庵治町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度については、現行のとおりとする。</p>



行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物適正処理指導事業)	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 ごみステーション管理	①ステーション協力員制度 ステーション協力員数 2,893名 ②設置基準 20～30世帯で1カ所を基準として設置 ③ステーション電子管理システム 地図情報システムのデータにより設置場所を管理している。	①ステーション協力員制度 該当なし。 ※自治会がごみステーションの管理をしている。 ②設置基準 5世帯以上で1カ所を基準として設置 ③ステーション電子管理システム 該当なし。
2 分別収集推進活動補助	分別収集に対する協力及び地域の生活環境の保全・向上のための活動を行う地区衛生組合協議会等に対して、補助金を交付している。 600円/年×登録世帯数×世帯人数係数	資源ごみ分別収集報奨金を各自治会に交付している。 500円×世帯数+自治会割

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
ごみステーションの管理方法及び分別収集推進活動補助に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・庵治町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</li> <li>・庵治町の資源ごみ分別収集報奨金については、廃止する。</li> <li>・庵治町において、合併時まで、分別収集推進活動を行う地区衛生組合協議会等の組織化を促す。</li> </ul>

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物収集運搬・処理許可)	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 手数料	申請手数料として、申請時に1件につき10,000円	高松市と同じ。
2 許可基準	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する施行規則」に基づき許可	「庵治町廃棄物処理及び清掃に関する条例」、「庵治町廃棄物処理及び清掃に関する条例施行規則」に基づき許可
3 許可の受付	随時	高松市と同じ。
4 許可期間	許可日から2年間	高松市と同じ。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	廃棄物管理指導等	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 不法投棄等不法処理防止	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 高松市 中核市の事務として、警備会社に委託し、休日108回、夜間228回、昼間96回のパトロールを実施している。</p> <p>【一般廃棄物】 ・市内3カ所(亀水町・西宝町・屋島西町)において、監視カメラを設置 ・不法投棄防止看板の設置 ・不法投棄警告シールによる啓発</p>	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p> <p>【一般廃棄物】 ・不法投棄防止看板の設置 ・町広報紙等による啓発</p>
2 産業廃棄物適正処理推進等業務	中核市の事務として、社団法人香川県産業廃棄物協会に啓発資料の作成や講習会の開催等による不法投棄防止と適正処理の啓発事業を委託している。	該当なし。
3 産業廃棄物空中監視、立入り指導等	中核市の事務として、航空会社のヘリコプター借り上げ及び県警ヘリコプターに同乗し、空中から、野外焼却や不法投棄の監視を行うほか、適宜、不適正処理の現場に立入り指導を行う。	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄等不法処理防止業務の実施方法等に差異がある。</li> <li>・庵治町では、産業廃棄物適正処理推進等業務及び産業廃棄物空中監視、立入り指導等を実施していない。</li> </ul>

対 応 策
高松市の制度に統一するとともに、産業廃棄物の不法投棄等不法処理防止業務については、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業		部 会 名	環 境
分 類	衛生組織団体活動推進事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		
1 衛生組織団体	(平成16年4月1日 現在) 地区衛生組合数 35 単位衛生組合数 1,605 加入世帯数 100,512 衛生組合世帯加入率 74%	(平成16年4月1日 現在) 地区衛生組合数 1 単位衛生組合数 0  ※衛生組合には婦人会が全員加入している。		問 題 点 ・ 課 題 衛生組織団体及び活動補助に差異がある。
2 活動補助	<b>【運営補助】</b> 高松市衛生組合連合会へ助成 2,545,000円(平成15年度予算) (1世帯当たり 25円×101,800世帯) <b>【共同防除用器材購入補助】</b> 肩掛噴霧器購入に対して助成 (1基当たり 4,000円) <b>【河川等清掃事業補助】</b> ・河川等清掃事業傷害保険料 1人当たり 11.1円 ・河川等清掃事業損害賠償保険料 <b>【啓発活動】</b> 「衛生だより」の発行 発行回数……年1回 発行部数……122,500部	<b>【運営補助】</b> 地区衛生組織連合会庵治支部へ助成 100,000円/年(平成15年度) <b>【共同防除用器材購入補助】</b> 該当なし。 <b>【河川等清掃事業補助】</b> 該当なし。 <b>【啓発活動】</b> 該当なし。		対 応 策 ・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ・地区衛生組織連合会庵治支部は、高松市衛生組合連合会に統合する。
				調 整 案 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業		部 会 名	環 境
分 類	衛生組織団体活動推進事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 清掃活動補助	<p>【名称】 クリーン高松推進事業</p> <p>【内容】 道路等に散乱したごみの清掃活動、及び環境美化に関する啓発活動を、高松市衛生組合連合会を中心に事業を実施している。</p> <p>【推進事業補助金】 1地区 80,000円(35地区)</p> <p>【単位衛生組合交付金】 ・1単位組合 1,000円(1,600組合) ・傷害保険料 1人当たり 11.1円)</p> <p>【清掃用具等購入】 清掃用具購入に対して、1世帯当たり 50円 (101,800世帯)</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	ごみ減量・資源化推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 リサイクル推進員制度	(目的) ごみの減量・資源化及び環境美化に関する地区リーダーとして、地区と市の連絡調整を行う。 (人数) 93名 (任期) 2年 (交付金) 1人・1年当たり 24,000円	該当なし。
2 ごみ減量・資源化啓発事業	「高松市のごみとリサイクルの状況」、「ごみ分別ガイドブック」、「きれいな高松に」(小学校4年生副読本)、「ごみ収集カレンダー」を作成・配布	「家庭ゴミの分別と正しい出し方」「家庭ゴミ収集予定表」を作成・配布
3 生ごみ処理機等購入経費補助	【生ごみ処理機】 ・補助率等 購入金額の1/2以内 1世帯1台で、25,000円を限度 【生ごみ堆肥化容器】 ・補助率等 購入金額の3/4以内 1世帯2基までで、6,000円を限度	該当なし。
4 地球にやさしいオフィス・店登録制度	事業者へのごみ減量、資源化啓発事業として平成4年度から「地球にやさしいオフィス登録制度」を、また5年度から「地球にやさしいオフィス・店登録制度」を実施している。 登録事務所・店舗数(平成16年4月1日現在) ・地球にやさしいオフィス 607事業所 ・地球にやさしい店 267店舗	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・庵治町には、リサイクル推進員制度、生ごみ処理機等購入経費補助及び地球にやさしいオフィス・店登録制度がない。</p> <p>・ごみ減量・資源化啓発事業の内容に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町において、合併時までにはリサイクル推進員を選定する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業		部 会 名	環 境
分 類	環境基本計画			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 環境基本計画	<p>(目的) 平成8年4月1日に施行された高松市環境基本条例に基づいて、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定したもので、市・事業者・市民が協力して環境への負荷の少ない社会を築くことで、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を送ることができる環境を守り育てていくことを目的としている。</p> <p>(策定) 平成10年度 (計画期間) 平成11年度～平成23年度 (計画の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画の考え方</li> <li>・高松市の環境の現状と課題</li> <li>・高松市の望ましい環境像</li> <li>・環境の保全および創造に関する施策</li> <li>・環境を保全・創造するための行動</li> <li>・計画の推進体制と進行管理</li> </ul>	該当なし。	庵治町では、環境基本計画及び環境白書が作成されていない。	
			対 応 策	
			環境基本計画については、合併年度の翌年度に、庵治町地域を含めた計画に見直す。	
			調 整 案	
2 環境白書	高松市環境基本条例に基づき、市民に対し、環境の状況ならびに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした環境白書を毎年度作成し、公表を行う。	該当なし。	高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	環境保全推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 環境パネル展	環境月間(6月)に、環境保全啓発事業の一環として、市役所1階の市民ホールで「環境展」を開催し、市民の環境問題及び環境保全に対する意識の啓発と高揚を図る。	該当なし。
2 環境保全意識啓発	高松市ホームページ及び広報紙等を活用し、環境保全意識の啓発を推進する。	高松市と同じ。
3 環境ボランティア団体の育成	高松市環境プラザにおいて、環境ボランティア団体の紹介・情報交換交流の場を提供し、環境意識の高い市民の育成が可能な日常的な交流の場づくりを推進する。	該当なし。
4 環境美化都市推進会議	(名称) 高松市環境美化都市推進会議 昭和54年9月に環境美化について、市民と行政が一体となって目指すべき目標となる「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する「高松市環境美化都市推進会議」を発足させ、環境美化推進事業を行っている。 ・中央通りの一斉清掃 ・環境美化推進運動功労者表彰 など	該当なし。
5 ISO14001推進事業	「土と水と緑を大切にす環境共生都市 たかまつ」を実現するため、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001の認証を平成13年9月7日に香川県内の自治体で初めて、四国内の市としても初めて取得し、市役所自らが率先して環境に配慮した行政を推進している。 ・事業者のISO14001の認証取得の支援 ・ISO14001環境マネジメントシステムの運用 ・高松市家庭版環境ISO認定制度の取組世帯数の拡大 など	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	大気汚染監視事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	高松市	香川県
2 大気汚染自動監視	一般環境測定局4局、自動車排ガス局4局をテレメータ化し、常時保守管理を行う。	
3 有害大気汚染物質調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般環境について、3地点を年12回測定</li> <li>・ 沿道について、1地点を年12回測定</li> </ul>	
4 ダイオキシン類調査	一般環境1地点、沿道1地点、発生源周辺1地点について、環境大気中のダイオキシン類を調査	
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>①大気汚染防止法に基づく届出・監視等</li> <li>②ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出・監視等</li> <li>③香川県公害防止条例に基づく届出・監視等</li> <li>④高松市公害防止条例に基づく届出・監視等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①香川県において、同様の業務を実施。</li> <li>②香川県において、同様の業務を実施。</li> <li>③香川県において、同様の業務を実施。</li> <li>④該当なし。</li> </ul>

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施機関及び実施内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	騒音振動防止対策事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 環境騒音調査	一般地域15地点、道路に面する地域10地点について騒音測定実施。 道路に面する地域の騒音測定結果を用いて34区間について面的評価を行う。	該当なし。
2 道路交通騒音・振動調査	道路交通騒音の測定を10地点、道路交通振動測定を10地点について実施	該当なし。
3 航空機騒音調査	1地点(西植田町)について香川県が騒音測定を実施	該当なし。
4 その他	①騒音規制法に基づく届出・監視等 ②振動規制法に基づく届出・監視 ③高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	①該当なし。 ②該当なし。 ③該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	水質汚濁監視事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 公共用水域水質調査	河川(環境基準点9地点、補助点2地点、その他地点2地点、ため池(その他地点10地点)、海域(その他地点5地点)の健康項目・生活環境項目・その他項目を調査	該当なし。
2 地下水質調査	(実施機関) 高松市 概況調査(市内を2kmメッシュに区分して年1回調査し、計46区分を、3年間でローテーションする。)及び定期モニタリング(過去に有害物質が検出された井戸4本について、年1回調査)を実施	香川県が環境基準監視調査を実施。清掃工場下流の井戸3本について年1回実施。
3 ダイオキシン類調査	(実施機関) 高松市 河川水質、底質(環境基準点9地点で毎年実施)、土壌(一般環境2.5kmメッシュ35地点、発生源周辺20地点について、平成16年度まで実施)、地下水(市内14区域を3年間でローリング調査)	香川県が環境基準監視調査を実施。
4 その他	①水質汚濁防止法に基づく届出・監視等 ②瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・監視等 ③土壌汚染対策法に基づく届出・監視等 ④高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	香川県の実施事務事業。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
水質調査の実施状況(調査項目、調査回数等)に差異がある。

対 応 策
高松市の実施状況に統一する方向で検討を行う。 清掃工場下流の井戸水検査については、当面、継続し、地元関係者の意向確認のうえ、在り方について検討する。

調 整 案
高松市の実施状況に統一する方向で検討を行うとともに、県から水質汚濁防止法に基づく届出・監視事務等を引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	公衆便所管理	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 設置数	26カ所(平成16年4月1日) 公衆便所 20カ所 その他便所 6カ所	3カ所(平成16年4月1日)
2 清掃委託	業者委託 16カ所 個別管理委託 10カ所	シルバー人材センターに委託 3カ所
3 施設維持管理	管理用品購入、電気・水道・下水道料金、施設修繕料の支払い、浄化槽保守点検等の業務委託等に対応。	管理用品購入、電気・水道料金、施設修繕料、薬剤費の支払い、し尿処理等の業務委託等に対応。
4 市民・町民トイレ制度	(目的) 市街地における公衆便所の不足を補うため、民間施設の既存トイレを、市民や観光客が広く気軽に利用できるよう提供してもらうもの。 (設置数) 8カ所	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、町民トイレ制度がない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	し尿収集事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 し尿収集手数料	(徴収) 許可業者が徴収  (手数料) ・一般家庭(定額制) 人数割(1人1カ月につき)      330円 回数割(1回につき)            340円 ・事業所等(従量制) 18ℓにつき    210円 ・特別料金 ・ホース2本(40m)を超える場合 1本につき 280円加算 ・軽四輪車による収集の場合 1回につき 460円加算 ・一般家庭用無臭トイレの場合 1回につき 460円加算	(徴収) 高松市と同じ。  (手数料) 高松市と同じ。
2 収集・運搬主体	市の許可業者	町の許可業者
3 委託・許可業者数	5業者(許可業者)	3業者(許可業者)
4 許認可事務	・一般収集運搬事業者    1万円 ・浄化槽清掃事業者      1万円	高松市と同じ。
5 貯留施設	該当なし。	し尿中継用貯留施設 (80m <sup>3</sup> )

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、し尿中継用貯留施設に一時貯留する収集体制になっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 庵治町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。

「農林水産関係事業について」に関する資料

財産区事務について	78
水田農業構造改革事業について	79~80
農業団体育成事業について	81
園芸団体育成事業について	82~83
有害鳥獣駆除事業について	84
森林組合育成等事業について	85
農園整備事業について	86
林道整備事業について	87
農村施設について	88
水産振興について	89~92
新春あじっ子市場事業について	93
土地改良事業について	94
土地改良区等運営補助事業について	95
地籍調査事業について	96
中央卸市場運営事業について	97

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業		
分類	財産区事務		
現 況			
項目	高 松 市		庵 治 町
1 名称等	名称	区域	山林面積ha
	弦打財産区	弦打地区	7.3
	雌雄島財産区	雌雄島地区	78.3
	鬼無財産区	鬼無地区	99.0
	香西財産区	香西地区	118.1
	下笠居財産区	下笠居地区	136.1
			該当なし。
2 機関	名称	設置日	定数
	弦打財産区管理会	H10.4.1	7
	雌雄島財産区管理会	H12.4.1	7
	鬼無財産区議会	S32.1.24	14
	香西財産区議会	S32.1.24	12
	下笠居財産区議会	S32.1.24	14
3 管理委員・議員の選任・選挙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産区管理会の委員は、市長が選任する。</li> <li>・財産区議会を設置している財産区は、公職選挙法により選挙を行い、議員を選出している。</li> </ul>		
4 委員等報酬・費用弁償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理委員報酬 日額 3,000円</li> <li>・議員報酬 年額 60,000円</li> <li>・費用弁償 実費弁償(日額 5,100円)</li> </ul>		
5 管理委員の公務災害補償	高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の例による。		

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24-13 農林水産関係事業		部会名	産業																
分類		水田農業構造改革事業																			
		現況		問題点・課題																	
項目	高松市	庵治町																			
1 地域水田農業推進協議会	<p>(名称) 高松市地域水田農業推進協議会</p> <p>(組織) 高松市、農業関係団体及び各種農業関係者で構成 〔協議会員数15名〕</p> <p>(目的) 地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、対策の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進、担い手育成等に資する。</p> <p>(水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物、たばこ及び推進作物(9品目)の作付け実績に応じた金額を交付する。</p> <p>[平成16年度予算]</p> <table border="0"> <tr> <td>・産地づくり事業</td> <td>105,424千円</td> </tr> <tr> <td>・特別調整促進加算</td> <td>1,750千円</td> </tr> <tr> <td>・麦大豆品質向上対策</td> <td>3,900千円</td> </tr> <tr> <td>・耕畜連携推進対策</td> <td>650千円</td> </tr> </table>	・産地づくり事業	105,424千円	・特別調整促進加算	1,750千円	・麦大豆品質向上対策	3,900千円	・耕畜連携推進対策	650千円	<p>(名称) 庵治町地域水田農業推進協議会</p> <p>(組織) 庵治町、農業関係団体及び各種農業関係者で構成 〔協議会員数10名〕</p> <p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(水田農業構造改革交付金) コスモス、ナバナ、エンサイの作付実績に応じた金額を交付する。</p> <p>[平成16年度予算]</p> <table border="0"> <tr> <td>・産地づくり事業</td> <td>602千円</td> </tr> <tr> <td>・特別調整促進加算</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>・麦大豆品質向上対策</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>・耕畜連携推進対策</td> <td>0千円</td> </tr> </table>	・産地づくり事業	602千円	・特別調整促進加算	0千円	・麦大豆品質向上対策	0千円	・耕畜連携推進対策	0千円			<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田農業構造改革交付金について、推進作物に差異がある。</li> <li>・集落実行組合長手当について、積算方法及び現地確認時報償に差異がある。</li> <li>・高松市では、景観作物推進事業を実施していない。</li> </ul>
・産地づくり事業	105,424千円																				
・特別調整促進加算	1,750千円																				
・麦大豆品質向上対策	3,900千円																				
・耕畜連携推進対策	650千円																				
・産地づくり事業	602千円																				
・特別調整促進加算	0千円																				
・麦大豆品質向上対策	0千円																				
・耕畜連携推進対策	0千円																				
				対応策																	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・高松市の推進協議会の推進作物に庵治町のコスモスを追加する。</li> <li>・庵治町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</li> </ul>																
				調整案																	
					<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>																



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24-13 農林水産関係事業		部会名	産業
分類		水田農業構造改革事業			
項目		現況		問題点・課題	
		高松市	庵治町	対応策	
2 集落実行組合長手当	<p>(活動に対する報償) 水田農業構造改革対策、実施計画の各農家への配布・収集・配分計画取りまとめ等の活動に対して報償を支給している。 (集落数) 633 集落 (農家戸数) 10,161 戸 (積算方法) 均等割(10%) + 戸数割(50%) + 面積割(40%) 〔平成15年度実績 3,481,500円〕 (現地確認時報償) 生産調整現地確認に同行する実行組合長、農業委員に対し、確認地の筆数等から算出した報償を支出している。 〔平成15年度実績 1,800,000円〕</p>	<p>(活動に対する報償) 高松市と同じ。 (集落数) 18集落 (農家戸数) 382戸 (積算方法) 戸数割(50%) + 面積割(50%) 〔平成15年度実績 77,000 円〕 (現地確認時報償) 生産調整現地確認に同行する農業委員、協力委員に対し定額の報償を支出している。 〔平成15年度実績 80,000 円〕</p>			
3 景観作物推進事業	<p>該当なし。</p>	<p>(目的) 耕作放棄を防止するため、景観作物としてコスモスの種子代に対し町単独で補助している。 (補助額) 4,300円/10a (町 1/2の補助) (事業費) 231千円 [平成15年度実績]</p>			
				調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	農業団体育成事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 生活研究グループ	(名 称) 生活研究グループ (目 的) 農山村型ライフスタイルの実現を目指し、生活向上の学習活動・地域農林水産物の活用・担い手の能力開発を行う。 (構 成) 12団体 236名	該当なし。
2 認定農業者連絡協議会	(名 称) 高松市認定農業者連絡協議会 (目 的) 効率的、安定的な農業経営を図るため、市長が認定した認定農業者で組織する協議会が行う研修会や、講演会等の活動に対し1/2を補助している。 (構 成) 認定者数 78名	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24-13 農林水産関係事業		部会名	産業
分類		園芸団体育成事業			
現況					
項目	高松市	庵治町		問題点・課題	
1 園芸特産振興協議会	<p>(目的) 高松市内の園芸特産の振興・発展を図る。</p> <p>(組織) JA香川県役職員、生産者、東讃農業改良普及センター職員、市職員</p> <p>(補助額) 800,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 共進会・品評会の開催、視察研修会の開催、展示会(高松市園藝展)の開催、市内園芸産物のPR活動、農業体験事業の実施</p>	該当なし。			
2 柑橘共同選果場	<p>(目的) 果樹産地(特に柑橘)銘柄高揚のため、生産組織・生産基盤の強化拡大を図る。</p> <p>(組織) JA香川県</p> <p>(補助額) 325,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 柑橘代表者会の開催、柑橘品質調査の実施、産地体質強化のための会議開催</p>	該当なし。			
3 植木盆栽センター	<p>(目的) 盆栽植木の普及と品質向上による有利販売を図るため、盆栽祭り等を通じた盆栽産地を育成する。</p> <p>(組織) 香川県鬼無植木盆栽センター(盆栽生産者)</p> <p>(補助額) 410,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 鬼無盆栽植木まつりの開催、盆栽PR行事の実施</p>	該当なし。		調整案	
				高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	園芸団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 葉たばこ共同施設利用組合	<p>(目的) 良質乾燥葉たばこの生産と乾燥経費の軽減を図る。</p> <p>(組織) 葉たばこ生産者</p> <p>(補助額) 246,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 葉たばこ共同乾燥施設の運営</p>	該当なし。
5 花卉研究会	<p>(目的) 地域や情勢に適した品種・品目を選定・導入し、特色ある花卉産地の育成を図る。</p> <p>(組織) 高松市内の花弁生産者</p> <p>(補助額) 492,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 新品種導入試験、先進地視察研修</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	有害鳥獣駆除事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 補助事業	<p>(目 的) イノシシ等による農林産物の被害を防除し、農林業の保護と育成を図る。</p> <p>(内 容) 指定された期間中にイノシシまたはサルを捕獲したのに対し、1万円/頭(県 5千円、市5千円)の補助金を交付している。</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	森林組合育成等事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 対象団体	香川東部森林組合	該当なし。
2 目的	森林資源の培養と、山村地域の振興、森林の持つ 公益的機能を増進するため、東部森林組合の育成 を図る。	
3 内容	香川東部森林組合の健全運営と、健全な森林づく りのため、補助を実施している。  ・森林組合作業班員確保対策補助 ・森林巡視補助	
4 補助額	600千円（平成15年度実績）	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	農園整備事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 農園整備事業	<p>(目的) 遊休農地の多面的利用を促進するとともに、都市住民に農作業を通じて農業に対する理解を深め、健康でゆとりのある市民生活の場を提供する。</p> <p>(名称) 市民農園</p> <p>(か所数・面積・区画) 24か所 49,098㎡ 1,135区画</p> <p>(入園料) 3,000円(20㎡)～10,000円(50㎡)／年</p> <p>(運営方法) JA香川県(農地所有者)が施設整備、入園料の徴収、維持管理を行い、栽培指導事務に対し補助する。</p> <p>(補助額) 1,580千円[平成15年度実績]</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(名称) 庵治町レクリエーション農園</p> <p>(か所数・面積・区画) 1か所 1,468㎡ 37区画</p> <p>(入園料) 3,000円(30㎡)／年</p> <p>(運営方法) 庵治町が農地を借り上げ施設整備、入園料の徴収、維持管理を行っている。</p> <p>(維持管理費) 58千円[平成15年度実績]</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
運営方法等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、運営方法については、庵治町レクリエーション農園利用者のサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	林道整備事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 路線数等	(認定林道) 20 路線 (延長) 21 km	(認定林道) 3 路線 (延長) 6.27 km
2 県費補助事業	(目的) 国庫補助事業の採択を受けない路線について事業を実施する。 〔平成15年度実績〕 開設事業 1 路線 〔平成16年度予定〕 開設事業 1 路線(平成15年度より継続)	(目的) 高松市と同じ。 〔平成15年度実績〕 開設事業 実績なし。 〔平成16年度予定〕 開設事業 予定なし。
3 市・町単独事業	除草及び凍結防止剤の設置等を実施している。	崩土の取り除き及び除草等を実施している。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
単独事業の内容に差異がある。

対 応 策
庵治町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

調 整 案
庵治町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	農林施設			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 森林整備事業	<p>(名称) 自然ふれあいの森 [勅使町]</p> <p>(目的) ふれあいの森の施設整備を実施し、市民に森林とのくつろぎの場を提供している。</p> <p>(概要) 散策道、休憩所、駐車場</p>	<p>(名称) ・庵治町創造の森 [庵治町字丸山] ・御殿山園地 [庵治町字荒浜]</p> <p>(目的) 庵治町創造の森、御殿山園地の施設整備・維持管理を行い町民に森林とのくつろぎの場を提供する。</p> <p>(概要) 遊歩道、展望台、駐車場</p>		
				対 応 策
				調 整 案
				庵治町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	水産振興	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 重要稚仔放流事業	<p>(目的) 瀬戸内海漁業の振興を図るため、放流事業を実施している。</p> <p>(放流魚種) ベラ種苗1, 303kg</p> <p>(事業費) 1, 953千円 (県1/2, 市2/5の補助)</p> <p>(内容) 高松市瀬戸内漁業協同組合実施の放流事業に対し補助金を交付する。</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(放流魚種) クルマエビ70万尾</p> <p>(事業費) 1, 321千円(県 1/2、町 1/4の補助)</p> <p>(内容) 庵治漁協小型機船底曳網漁業部会の放流事業に対し補助金を交付する。</p> <p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(放流魚種) クルマエビ95万尾、ヒラメ5. 1万尾、アイナメ0. 5t マダコ1t、マコガレイ1. 6万尾</p> <p>(事業費) 7, 526千円(町 2, 000千円の補助)</p> <p>(内容) 庵治漁業協同組合の放流事業に対し補助金を交付する。</p>
2 水産団体育成事業	<p>(目的) 水産団体の事業活動の充実強化を図り、水産業の振興を図る。</p> <p>(団体) 高松市漁業協同組合、高松地区海苔養殖研究会、漁業後継者クラブ、高松地区底曳網協議会</p> <p>(事業費) 2, 610千円</p> <p>(内容) 水産団体の年間事業活動に対し、2分の1以内を補助している。</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要稚仔放流事業及び栽培漁業推進事業の、放流魚種及び栽培魚種に差異がある。</li> <li>・高松市では、養殖漁場整備事業及び漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給事業を実施していない。</li> <li>・庵治町は、東讃地域マリノバージョン推進協議会の会員となっている。</li> <li>・漁業近代化資金利子助成事業の利子補給率に差異がある。</li> <li>・庵治町では、水産団体育成事業及び水産増殖事業を実施していない。</li> </ul>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の重要稚仔放流事業、栽培漁業推進事業、養殖漁場整備事業、漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給等事業及び漁業近代化資金利子助成事業については、現行のとおりとする。</p> <p>東讃地域マリノバージョン推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の重要稚仔放流事業、栽培漁業推進事業、養殖漁場整備事業、漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給等事業及び漁業近代化資金利子助成事業については、現行のとおりとする。</p> <p>東讃地域マリノバージョン推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	水産振興	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
3 栽培漁業推進事業	<p>(目的) 瀬戸内漁業の振興を図るため、栽培漁業を実施している。</p> <p>(栽培魚種) クルマエビ 27万尾、ガザミ 90万尾 マコガレイ 1.1万尾</p> <p>(事業費) 4,038千円[平成15年度実績]</p> <p>(内容) 高松市地域栽培漁業推進協議会に業務委託している。</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(栽培魚種) ガザミ 30万尾、ヒラメ 8.5万尾 クルマエビ 50万尾</p> <p>(負担金額) 1,707千円[平成15年度実績]</p> <p>(内容) 香川県東部漁業協同組合連合会に対し負担金を支出している。</p>
4 養殖漁場整備事業	該当なし。	<p>(目的) 養殖漁場水域海底のヘドロ及び水質の改善を行い、養殖漁業の生産性の向上を図る。</p> <p>(事業費) 1,000千円(町 7/10の補助、養殖小割数28のうち3小割)[1小割は4基連結]</p> <p>(内容) 平成16年度から庵治漁業協同組合が養殖漁場内の養殖小割にバイオ製剤を投与する事業に対し補助金を交付している。</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	水産振興	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
5 東讃地域マリノベーション推進協議会	該当なし。	<p>(名称) 東讃地域マリノベーション推進協議会</p> <p>(組織) 庵治町、牟礼町、さぬき市、東かがわ市及び漁業関係団体等で構成 [協議会委員数17名]</p> <p>(内容) 昭和60年に国が策定した沿岸・沖合域の総合的整備開発構想(マリノベーション構想)に基づき、昭和62年度に東讃地域が指定を受け、総合的、計画的な水産振興対策について協議する。</p> <p>(負担金) 30千円[平成15年度実績]</p>
6 漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給等事業	該当なし。	<p>(目的) 香川県信用漁業協同組合連合会が庵治漁業協同組合に経営基盤強化対策事業資金として貸し付けた元金に対する利子補給を行うとともに元金に対する損失補償を行う。</p> <p>(元金) 7億1,220万円</p> <p>(利子補給率) 年 0.35%</p> <p>(利子補給期間) 平成16年度～平成25年度(10年間)</p> <p>(利子補給額) 13,823千円/10年間</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	水産振興	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
7 漁業近代化資金利子助成事業	<p>(目的) 漁業用施設・設備の近代化を推進するため低利の資金を貸付し、その利子補給をする。</p> <p>(利子補給率) 年 0.6%</p> <p>(利子補給額) 4,534千円[平成15年度実績]</p> <p>(支出先) 香川県信用漁業協同組合連合会</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(利子補給率) 年 1.0%</p> <p>(利子補給額) 1,497千円[平成15年度実績]</p> <p>(支出先) 庵治漁業協同組合(平成17年2月1日からは、香川県信用漁業協同組合連合会)</p>
8 水産増養殖事業	<p>(目的) 沿岸漁業の振興を図るため、増養殖事業を実施している。</p> <p>(増養殖種等)</p> <p>【のり養殖冷凍予備網】 2,800枚 [平成15年度実績] 事業主体:高松地区海苔養殖研究会</p> <p>【わかめ養殖種糸】 620m[平成15年度実績] 事業主体:女木島・男木島・下笠居漁業協同組合</p> <p>【あわび種苗】 10,200個 [平成15年度実績] 事業主体:女木島・男木島漁業協同組合</p> <p>【くるまえばい種苗】 10万尾 [平成15年度実績] 事業主体:高松地区底曳網協議会</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業		部会名	産業
分類	新春あじっ子市場事業			
	現況			
項目	高松市	庵治町		問題点・課題
1 新春あじっ子市場事業	該当なし。	(名称) 新春あじっ子市場 (目的及び活動内容) 毎年1月、庵治漁港に隣接する日曜市施設で庵治町の特産品である水産加工品、農産物等を販売し、広く特産品の普及に努めている。 (組織) あじっ子市場実行委員会 (補助金) 370千円[平成15年度実績]		高松市では、事業を実施していない。
				対応策
				庵治町で実施している新春あじっ子市場事業は、現行のとおり実施する。
				調整案
				庵治町で実施している新春あじっ子市場事業は、現行のとおり実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	土地改良事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 事業主体	土地改良区(29団体) 共同施行体(17団体)	土地改良区(1団体)
2 国・県等補助事業	高松市土地改良事業補助規程および実施要領に基づき、土地改良区等に対して補助金の交付をしている。  県営土地改良事業 事業の補助率 国 45～55% 県 25～33% 市 12～25% 地元 5%  団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 10～25% 市 20～30% 地元 5～10%  単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 市 25～45% 地元 5～25%	条例等の規定はないが、県営、団体営、県単補助事業については、補助残の70～80%を町が土地改良区に対して補助している。  県営土地改良事業(小規模ため池) 事業の補助率 国 50% 県 29% 町 14.7% 地元 6.3%  団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 10～25% 町 20～30% 地元 5～10%  単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 町 35～40% 地元 10～15%
3 市・町単独事業	高松市土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、補助金の交付をしている。 事業の補助率 市 85～100% 地元 0～15%	庵治町単独町費補助条例、及び同施行規則に基づき、補助金の交付をしている。 事業の補助率 町 70～80% 地元 20～30%

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
国・県等補助事業及び市・町単独事業に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業		部会名	産業
分類	土地改良区等運営補助事業			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 土地改良区等運営補助事業	管内29土地改良区の育成指導及び土地改良区の統廃合の整備推進を目的とした高松市土地改良区連合会に運営補助として支出している。  平成15年度 3,000,000円	木田郡庵治町土地改良区に対して、運営・管理業務の円滑化を図るため、補助金を支出している。  平成15年度 1,000,000円		補助制度に差異がある。
				対 応 策
				高松市の制度に統一する。 庵治町の土地改良区については、合併時までに高松市土地改良区連合会への加入を促すものとする。
				調 整 案
				高松市の制度に統一する。



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	地籍調査事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 調査事業	<p>(目的) 国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図る。</p> <p>(実施期間) 昭和39年～昭和54年 調査済面積 173.50Km<sup>2</sup></p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(実施期間) 平成7年～平成23年(予定) 全体調査面積 14.69Km<sup>2</sup> 平成15年度末調査率 33%</p>	庵治町には、修正マニュアルがない。	
2 地籍管理	<p>(地籍図の修正) 平成11年度に作成した修正マニュアルに従い、修正登記の事務を行なっている。</p>	<p>(地籍図の修正) 修正マニュアルは作成していない。</p>	<p>対 応 策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・庵治町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。</li> </ul>	
			調 整 案	
			<p>高松市の制度に統一する。 庵治町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24-13 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類		中央卸売市場運営事業			
現 況					
項 目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	<p>(名称) 高松市中央卸売市場(管理棟・青果棟・水産物棟・加工水産物等棟・花き棟など) (土地) 延べ:79,526㎡ (建物) ・ 管理棟 2,455㎡・青果棟 16,457㎡ ・ 水産物棟 11,731㎡・加工水産物棟ほか 6,860㎡ ・ 花き棟 3,306㎡ (概要) 中央卸売市場は、野菜、果実、魚類、花き等の生鮮食料品等の卸売のため開設される市場であって、卸売場、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設け開場している。</p>	該当なし。			
2 事業	<p>(業務) 卸売市場法、高松市中央卸売市場業務条例及び同施行規則等に基づいて、施設の維持・管理と業務の許認可をはじめ、適正な取引が行われるよう指導・監督する。 (業者数) ・ 青果部 卸業者 2・仲卸業者 18・売買参加者 84 ・ 水産物部 卸業者 2・仲卸業者 16・売買参加者 118 ・ 花き部 卸業者 1・仲卸業者 1・売買参加者 173 ・ 関連事業者 第1種関連事業者 6・第2種関連事業者 32</p>				
				対 応 策	
				調 整 策	
				高松市の制度を適用する。	

## 協議第44号資料

### 「建設関係事業について」に関する資料

用途地域について	99
屋外広告物規制について	100
建築指導について	101~104
開発指導について	105~106
建築物等検査について	107~108
確認申請審査について	109
都市公園等について	110~111
ちびっこ広場について	112
緑化事業について	113
花いっぱい推進事業について	114~115
緑の基本計画について	116
市・町道路等について	117
道路維持管理等について	118
道路愛護団体について	119
道路新設改良について	120
急傾斜地崩壊対策事業について	121
水防対策について	122
管理河川について	123
河川占用料等について	124
漁港管理事業について	125~127
港湾施設占用料・使用料について	128~129
漁港開発審議委員会等について	130
市・町営住宅について	131~132
特定優良賃貸住宅制度について	133
高齢者向け優良賃貸住宅制度について	134

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業																																																																																		
分類	用途地域																																																																																		
現況																																																																																			
項目	高松市	庵治町																																																																																	
1 概要	<p>平成16年5月17日に、線引き(市街化区域と市街化調整区域の区分)廃止と併せ、高松広域都市計画区域(高松市、牟礼町、三木町、香川町、香南町、国分寺町、綾南町)に再編した。この再編により、高松市の都市計画区域は、島嶼部と山田地区の4町(西・東植田町、菅沢町、池田町)を除く、16,195haが都市計画区域となった。</p> <p>このうち、旧市街化区域(4,754ha)については、良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途や容積率・建蔽率・高さなどの形態を誘導する用途地域を指定している。</p>																																																																																		
2 種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>面積 (ha)</th> <th>容積率 (%)</th> <th>建ぺい率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種低層住居専用地域</td> <td>42</td> <td>60以下</td> <td>40以下</td> </tr> <tr> <td>222</td> <td>80 "</td> <td>50 "</td> </tr> <tr> <td>381.1</td> <td>100 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td>83.8</td> <td>150 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>718.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>316.6</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>903.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>286.1</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>35.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近隣商業地域</td> <td>86.5</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>274.2</td> <td>300 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">商業地域</td> <td>1.2</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>140.9</td> <td>400 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>55.7</td> <td>500 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>600 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>1.7</td> <td>700 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>7.5</td> <td>800 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>863.2</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>144.5</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>155.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,754</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			種類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	第一種低層住居専用地域	42	60以下	40以下	222	80 "	50 "	381.1	100 "	60 "	第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "	第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "	第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "	第一種住居地域	903.4	200 "	60 "	第二種住居地域	286.1	200 "	60 "	準住居地域	35.4	200 "	60 "	近隣商業地域	86.5	200 "	80 "	274.2	300 "	80 "	商業地域	1.2	200 "	80 "	140.9	400 "	80 "	55.7	500 "	80 "	36	600 "	80 "	1.7	700 "	80 "	7.5	800 "	80 "	準工業地域	863.2	200 "	60 "	工業地域	144.5	200 "	60 "	工業専用地域	155.8	200 "	60 "	合計	4,754		
種類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)																																																																																
第一種低層住居専用地域	42	60以下	40以下																																																																																
	222	80 "	50 "																																																																																
	381.1	100 "	60 "																																																																																
第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "																																																																																
第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "																																																																																
第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "																																																																																
第一種住居地域	903.4	200 "	60 "																																																																																
第二種住居地域	286.1	200 "	60 "																																																																																
準住居地域	35.4	200 "	60 "																																																																																
近隣商業地域	86.5	200 "	80 "																																																																																
	274.2	300 "	80 "																																																																																
商業地域	1.2	200 "	80 "																																																																																
	140.9	400 "	80 "																																																																																
	55.7	500 "	80 "																																																																																
	36	600 "	80 "																																																																																
	1.7	700 "	80 "																																																																																
	7.5	800 "	80 "																																																																																
準工業地域	863.2	200 "	60 "																																																																																
工業地域	144.5	200 "	60 "																																																																																
工業専用地域	155.8	200 "	60 "																																																																																
合計	4,754																																																																																		

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題
--------

対応策
-----

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	屋外広告物規制	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 概要	高松市屋外広告物条例に基づき、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の許可等の規制事務を行っている。	
3 屋外広告物の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・張り紙</li> <li>・屋上広告</li> <li>・消火栓標識添加</li> <li>・バス停標識表示</li> <li>・電柱(巻付)</li> <li>・電柱(添加)</li> <li>・突き出し広告</li> <li>・壁面広告</li> <li>・野立(広告板)</li> <li>・野立(広告塔)</li> </ul>	

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	建築指導	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 建築審査会の設置	(実施機関) 特定行政庁(※)として、高松市が実施 (設置日) 昭和46年4月1日 (委員数) 7名 (内容) ・建築基準法第94条第1項の審査請求に対する採決についての議決 ・特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項の調査・審議 ・建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 建築紛争調整委員の設置	(設置日) 平成9年3月27日 (内容) 「高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱」に基づき、紛争当事者が自主的な解決のための努力をしたにもかかわらず合意に至らなかったものについて、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときに紛争解決のための調停に関する事項について調査審議を行う。	該当なし。
3 各関係法に係る指導	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)、建築物の耐震改修の促進に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、指導を行っている。	(実施機関) 香川県において同様の業務を実施

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関に差異がある。</li> <li>・庵治町では、建築紛争調整委員を設置していない。</li> <li>・庵治町では、狭あい道路拡幅整備を実施していない。</li> </ul>

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

※ 特定行政庁とは、建築基準法において、独立の行政機関の性格を有する建築主事を置く地方公共団体の長を指す。

人口25万人以上の市及び建築主事を置くその他の市町村の区域については、当該自治体の長が、また、建築主事を置かない市町村の区域については、都道府県知事がこれに該当する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築指導			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 違法建築等の指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 違反建築物の防止のため、建築監視員によるパトロールを行っている。 ・違反建築物に対する使用禁止、使用制限、是正、勧告、命令措置 ・毎年10月には高松市内一斉公開パトロールを実施</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
5 道路の相談指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 建築基準法第42条の道路の定義に基づく調査位置付けを行うとともに、同条第2項に規定される幅員4m未満の道路について、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、狭あい拡幅整備の協力を求めている。また、同法第44条関係の例外許可については、一定の基準を確保しているものについて建築基準法の道路位置付を行っている。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
6 特殊建築物等の防災指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 不特定多数の人が利用する特殊建築物の安全性の確保と適正な維持管理を図り、事故の発生を未然に防止するため、建築物の所有者、管理者に対し、防災指導を実施している。(年3回建築物防災週間時に立ち入り調査を実施)</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	建築指導	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
7 建築許可事務	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・建築基準法第43条に規定される敷地と道路の間に水路、空地がある場合等の例外許可 ・建築基準法の建築制限の例外許可	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
8 狭あい道路拡幅整備(補助)	(内容) 高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築基準法第42条第2項に規定される幅員4m未満の道路を、市民の理解と協力の下に、狭あい道路拡幅整備を促進し、良好な住環境を確保している。 (・後退に係る測量、分筆・所有権移転、登記費用の助成・後退部分の門、塀などの撤・移転費用の一部を助成)	該当なし。
9 がけ地近接等危険住宅移転事業	(内容) がけ地の崩壊の危険が著しい区域に建っている住宅(昭和49年以前に建築された住宅に限る。)の安全な場所への移転を促進するため、危険住宅の除去などと新たに建設・購入する経費に補助金を交付する。	高松市と同じ。
10 特定用途制限地域内の制限	(内容) 用途白地地域における良好な環境の保護を図るために、建築できることができる建設物の用途について制限する。 特定制限地域 ・感染沿道型・一般・環境保全型 (制限内容) 1 自動車教習所2F以下 1,500㎡以下可 2 自動車修理場2F以下 1,500㎡以下可 3 倉庫業の倉庫2F以下 1,500㎡以下可 等	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	建築指導	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
11 旅館施設等の建築に関する制限	高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱に基づきモーテル営業等について指導を実施  (制限内容) 1 学校の敷地の周囲200m以内 2 児童福祉施設敷地の周囲200m以内 3 社会教育に関する施設及び公民館の敷地の周囲200m以内  等	該当なし。
12 その他建築に関する指導	高松市建築基準法施行条例、高松市建築基準法施行細則、高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱、高松市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱、高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築に関する指導を行っている。	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部 会 名	都 市 開 発
分 類	開発指導			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		
1 開発審査会の設置	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (設置日) 平成12年4月1日 (委員数) 5名 (内容) 都市計画法第81条第1項の規定に基づく監督処分不服のある者からの審査請求について、その採決を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		問 題 点 ・ 課 題 実施機関に差異がある。
2 開発指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第33条の開発許可の基準及び高松市開発指導要綱や運用基準並びに香川県開発許可の手引き等の規定に基づき、開発指導を行っている。 (対象面積) ・都市計画区域 1,000㎡以上 ・都市計画区域外 1ha以上	(実施機関等) 香川県において、1ha以上の開発について、同様の業務を実施している。 なお、1,000㎡以上1ha未満の開発については庵治町の土地開発の調整に関する条例に基づき、開発指導を行っている。		対 応 策 高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。
3 開発行為等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第29条の規定に基づく一定規模以上の開発行為に対する開発許可制度 ※平成15年度実績 156件	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		調 整 案 高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	開発指導			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 優良宅地認定	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 租税特別措置法に基づく土地譲渡に対する重課の適用除外、長期譲渡所得等に対する課税の軽減を受けるための優良宅地の認定制度 ※平成15年度実績 0件</p>	<p>(実施機関) 香川県から権限の委譲を受け、庵治町において、同様の業務を実施</p>		
5 道路位置指定	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 建築基準法第42条の規定に基づき、利害関係人からの申請により、特定行政庁が、道を建築基準法上の道路として認める処分 ※平成15年度実績 13件</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
			対 応 策	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	建築物等検査	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 建築物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) ・中間検査は木造建築物の建築基準法による中間検査と公庫融資の現場審査があり、建物の安全性確保のため軸組みを緊結した状況の検査を実施している。 ・完了検査は建築基準法による完了検査と公庫融資の竣工検査があり、建築物の一般規定、構造規定、防火区画、避難規定、排煙規定、非常用照明、内装、建築設備等の検査を実施している。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
2 工作物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等の構造上・防火上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
3 建築設備の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築物内のエレベーター、エスカレーター等の防火上・避難上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築物等検査			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 仮設建築物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・仮設建築物 仮設興行場、仮設店舗等(建築工事施工のため、既存建築物に替わる建築物)の防火上、避難上の検査 ・仮使用建築物 建築物の増築、改築、大規模の修繕もしくは模様替の工事における廊下・階段等の避難施設、消化施設、非常用照明装置、非常用昇降機、防火区画等の安全・防火・非難上安全上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	確認申請審査	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 建築物確認申請 審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(申請物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築物)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 工作物確認申 請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(工作物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(工作物)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 建築設備確認 申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(建築設備)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築設備)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 関係法等に関 する審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・住宅金融公庫の設計審査 ・建設リサイクル法届出書の審査 ・福祉の街づくり条例届出書の審査 ・法律相談及び指導(建築基準関係規定、建築士 法、ハートビル法、建築リサイクル法、香川県福祉の まちづくり条例、住宅金融公庫法 等)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機 関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業																																	
分類	都市公園等																																	
現 況																																		
項目	高 松 市	庵 治 町																																
1 現況	<p>①都市公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">現 況</th> </tr> <tr> <th>公園数</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>96</td> <td>19.38</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>5</td> <td>5.42</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>1</td> <td>3.52</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>2</td> <td>24.28</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>1</td> <td>2.06</td> </tr> <tr> <td>歴史公園</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>墓 園</td> <td>1</td> <td>11.86</td> </tr> <tr> <td>緑地・緑道</td> <td>9</td> <td>3.08</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>116</td> <td>77.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>②その他公園 41箇所 6.67ha</p>	種 別	現 況		公園数	面積(ha)	街区公園	96	19.38	近隣公園	5	5.42	地区公園	1	3.52	総合公園	2	24.28	運動公園	1	2.06	歴史公園	1	8	墓 園	1	11.86	緑地・緑道	9	3.08	計	116	77.6	<p>①都市公園 該当なし。</p> <p>②その他公園 7箇所 2.12ha</p>
種 別	現 況																																	
	公園数	面積(ha)																																
街区公園	96	19.38																																
近隣公園	5	5.42																																
地区公園	1	3.52																																
総合公園	2	24.28																																
運動公園	1	2.06																																
歴史公園	1	8																																
墓 園	1	11.86																																
緑地・緑道	9	3.08																																
計	116	77.6																																
2 維持管理	街区公園等の除草・清掃等の日常の維持管理については、公園周辺の自治会や老人会などで組織された「公園愛護会」で行っている。また、規模の大きい地区公園や樹木管理については、シルバー人材センターや(財)高松市花と緑の協会へ委託している。	公園の除草等はシルバー人材センターへ、樹木管理については専門業者へ委託している。																																
3 占用料	<p>①公園施設を設ける場合 その都度市長が定める額</p> <p>②公園を占用する場合 使用面積1㎡につき 1日 44円</p> <p>③行為をする場合 使用面積1㎡につき 1日 15円 ただし、興行を行う場合は30円</p>	<p>①公園施設を設ける場合 該当なし。</p> <p>②公園を占用する場合 該当なし。</p> <p>③行為をする場合 1件(人)1日につき510円、または1㎡1日につき10.3円 ただし、興行を行う場合は5,150円</p>																																

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
維持管理の方法及び占用料等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	都市公園等			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 有料施設	(玉藻公園) ①入園料 普通 大人200円, 小人100円 団体 大人140円, 小人 70円 ※団体は20人以上/6歳未満は無料 ②披雲閣使用料 ・営業目的 890円～9,140円 ・その他 440円～4,570円 (仏生山公園) ○体育館(アリーナ面積1,089㎡) ・施設 バレーボール2面、バスケットボール2面、バド ミントン6面ほか ・使用料金 専用使用 4,270円～307,210円 個人使用 一般100円, 学生50円(1時間) ○温水プール ・施設 25mプール(7コース/水深1.1m～1.3m) 補助プール(水深60cm) ・使用料金 大人510円, 中・高校生340円 小人(3歳未満除く)230円 *身体障害者が利用する場合は, 無料 ○集会室 ・施設 第1～第5集会室 ・使用料金 2,170円～6,480円/全日 ・冷暖房料 室料の1/2の額 ○管理運営 ・体育館、温水プール (財)高松市スポーツ振興事業団 ・集会室 (財)高松市花と緑の協会	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	ちびっこ広場	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 ちびっこ広場	<p>①目的 土地所有者の好意により、空き地となり使用されていない土地を開放してもらい、子ども達が自由に遊べる場所として整備している。</p> <p>②維持管理等 ・管理 地元広場管理者 ・土地賃借料 無料 ・固定資産税 免除</p> <p>③箇所数 51箇所</p>	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	緑化事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 街路緑化	市道の街路樹の維持管理を行っている。 ・高木 五番町西宝線ほか57路線 5,804本 ・低木 天神前瓦町線ほか37路線 28,380m	町道の街路樹の維持管理を行っている。 ・高木 庵治1号線ほか6路線 700本 ・低木 庵治1号線ほか6路線 1,850m
2 民有地緑化	①生垣設置助成事業 ・助成対象 新しく生垣を設置する宅地の所有者 ・助成要件 公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費(1m当り5,000円で算出)の3分の2以内 ・事業主体 (財)高松市花と緑の協会 ②環境保全緑化助成事業 ・助成対象 事業所の敷地内に新しく緑化木を植栽するもの ・助成要件 (高木)公衆用道路から樹木全体が見えること (低木)公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費の2分の1以内 ③既設ブロック取り壊し加算(上記、①②ともに適用) 1m当り2,500円 ④限度額(上記、①②③ともに適用) 150,000円 ※上記の事業については、(財)高松市花と緑の協会に補助金を交付し、実施している。	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	花いっぱい推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 花壇管理	①地区花壇 ・箇所数 公園、出張所等74箇所 ・管理 各施設・地元で管理 ②幹線道路等の花壇 ・箇所数 20箇所 ・面積 5,524㎡ ・管理 (財)高松市花と緑の協会	該当なし。
2 フラワーサークル高松	花いっぱい・緑化を進めるために、花や緑を増やし、育て、守る奉仕者として活動するフラワーサークル高松を設立し、花と緑のまちづくりの主体組織となるよう支援している。 ①会員数 92人 ②活動 フラワーフェスティバルへの参加、地区花壇への花の植え付け、高松駅前広場・花時計への花の植え付け	該当なし。
3 あじ花・花運動の会	該当なし。	①会員数 10人 ②活動 町内の花や桜を植えた場所で、種まきや草抜き等の作業を行う。(6月～9月)
4 ポケットパーク	街路事業等の残地に整備したポケットパークの維持管理を行っている。 ①設置状況 16箇所 4,638㎡ ②管理 (財)高松市花と緑の協会	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、庵治町の「あじ花・花運動の会」については、合併後、フラワーサークル高松への加入を促すものとし、花いっぱい夢いっぱいフェスティバルについては、高松市の関連事業により対応するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	花いっぱい推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
5 フラワーフェスティバル	<p>(趣旨等) 市と市民が一体となって花いっぱいのまちづくりを推進している。 なお、平成14年度から交通安全フェアと共同で高松春のまつり「フラワーフェスティバル&amp;交通安全フェア」として実施している。 (主催) 高松市フラワーフェスティバル実行委員会 (主管) 高松市、(財)高松市花と緑の協会 (開催時期) 毎年5月3日～5日 (開催場所) 高松市立中央公園 (内容) ステージイベント(クイズ大会、コンサート等)、スタンプリヤ、学校花壇コンクール、ガーデニング教室など (市負担金) 13,600千円(平成16年度実績)</p>	該当なし。
6 花いっぱい夢いっぱいフェスティバル	該当なし。	<p>(趣旨等) 人と自然との共生を見つめ直す契機となり、さらに地域活性化へとつなげることを目的として実施している。 (主催) 「あじ花・花運動の会」、庵治町 (開催時期) 毎年10月 (開催場所) 庵治町役場 (内容) ガーデニング教室、花の無料配布、フリーマーケット等 (町費) 388千円(16年度実績見込み)</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
-------------

--

対 応 策
-------

--

調 整 案
-------

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	緑の基本計画	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 緑の基本計画	<p>①概要等                  緑のマスタープラン及び都市緑化推進計画の内容を併せ持つものとして、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全だけでなく、都市計画制度によらない公共施設や民有地の緑化、普及啓発活動までの幅広い計画内容を含んでおり、都市緑化保全法に基づく法定計画として、平成14年3月に策定した。                  本計画は、今後の高松市の緑の保全・創出に関わる様々な施策と、その目標及び方針を定めるものである。</p> <p>②計画対象区域                  都市計画区域内                  ただし、都市計画区域外地域についても、区域内と同様に扱う。</p> <p>③基本理念                  みどりあふれる 人にやさしいまち 高松</p> <p>④基本方針                  ・みどりをまもり、つたえる まちづくり                  ・みどりを活かせる まちづくり                  ・身近なみどりをつくり、育てる まちづくり                  ・みどりを育む仲間をふやす まちづくり</p>	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、緑の基本計画が策定されていない。

対 応 策
合併後において、庵治町地域を含めた計画の見直し等を行う。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業											
分類	市・町道路等											
	現			況								
項目	高 松 市			庵 治 町								
1 道路状況	区分	延長(m)		舗装率 (%)	区分	延長(m)						
		舗装済	砂利道			舗装済	砂利道					
	国道	31,732	0	100.0	国道	0.0	0.0					
	県道	236,181	0	100.0	県道	13,909.0	0.0	100.0				
市道	1,578,472	95,589	94.3	町道	55,032.0	1,521.0	97.31					
2 市・町道延長	幅 員		実延長(m)	幅 員		実延長(m)						
	2.5m未満		246,996	2.5m未満		804						
	2.5m以上 6.5m未満		1,212,791	2.5m以上 6.5m未満		39,379						
	6.5m以上 8.5m未満		105,507	6.5m以上 8.5m未満		16,042						
8.5m以上		108,767	8.5m以上									
3 市・町・管理橋梁	区 分		橋数	延長(m)		区 分		橋数	延長(m)			
	非 永 久 橋	15m未満		22	64		非 永 久 橋	15m未満		1	3	
		15m以上100m未満		4	88			15m以上100m未満				
		100m以上						100m以上				
	永 久 橋	15m未満		1,031	4,078		永 久 橋	15m未満		38	160	
		15m以上100m未満		104	3,246			15m以上100m未満		2	58	
100m以上		9	1,876		100m以上							
4 認定基準	市道認定基準要綱を定めている。			認定基準は、定めていない。								

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、町道の認定基準を定めていない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 庵治町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 庵治町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	道路維持管理等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 修繕	市道の路側・側溝・雨水柵などの道路施設や舗装・暗渠等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。
2 補修	市道上の陥没、路面のひび割れなどについて、現状での機能回復を原則として、簡易なものは現場事務所や本庁職員による原材料(常温合材、グレーチング、凍結防止剤)で対応している。また、根本的に補修を要する場合は、業者発注により実施している。 路面凍結防止剤を市内2箇所(公共の場所)へ置き、地区住民において対応している。	高松市と同じ。 ※ 現場事務所はない。 ※ 路面凍結防止剤は役場に保管し、職員において対応している。
3 清掃	市内の主要幹線道路(1級・2級) について、道路路面・雨水柵・側溝・暗渠清掃・地下道ポンプ井等の清掃を業務委託、その他道路については、地元等の通報により業務委託で実施している。 また、草刈について、県管理河川堤防の道路や、山間部で人家がなく、見通しが悪く交通安全上危険な箇所は業務委託で実施している。	高松市と同じ。
4 交通安全施設修繕	交通安全施設であるカーブミラー・防護柵・道路標識・区画線・交差点案内標識・視線誘導標識等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。
5 認定道路以外の道路の維持修繕に対する補助	該当なし。	地域住民にとって、必要不可欠と認められる認定道路以外の道路(自治会道路)の整備を図るため、事業費の70%を補助している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、認定道路以外の道路の維持修繕に対する補助を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、これまで庵治町において対応している認定道路以外の道路の維持修繕については、土地改良事業等で対応する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	道路愛護団体	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 名称	たかまつマイロード	該当なし。 ※道路愛護団体として実施はしていないが、自主的に町内の団体が県道部分の道路清掃及び緑化活動などを実施している。
2 組織	(団体数) 19道路愛護団体 (活動) 市道周辺の自治会等の団体が、道路の清掃・緑化活動などを、地域住民と協働して道路の維持管理や美化活動を実施している。	
3 支援	たかまつマイロード実施要領に基づき、各道路愛護団体へ清掃用具を支給するとともに、清掃に伴う傷害保険への加入費用を負担している。	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	道路新設改良	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 新設改良	市の計画及び地元要望により、道路及び橋梁について計画的に実施している。	町の計画や地元要望により、道路及び橋梁について事業を実施している。
2 土地の買収単価	地元要望については4m以上は300円/m <sup>2</sup> 5m以上は2,000円/m <sup>2</sup> とし、時価買収は行わない。 ただし、市の計画に基づくものはこの限りではない。	時価買収

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
土地の買収単価が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、庵治町地域における継続中の事業の土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、庵治町地域における継続中の事業の土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	急傾斜地崩壊対策事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 対象	急傾斜地の崩壊によるおそれのある集落で、移転適地がなく、かつ、工事費が至大で、土地の所有者等において崩壊防止工事を施工することが著しく困難、または不適切と認められるもので、香川県急傾斜地崩壊防止対策事業県費補助要綱の採択基準を満たすもの。	該当なし。
2 区域の指定	(指定区域数) 18地区 (指定区域面積) 20.08 ha	
3 採択基準等	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が5戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県           2/3 市           1/3 地元         0	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	水防対策	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	水防法に基づいて高松市水防計画を作成し、それに準じ、洪水、高潮等による水災を警戒・防御し、被害の軽減を図り、市民の生命、財産を保持する。	水防法に基づいて庵治町水防計画を作成し、洪水又は高潮等による水害を警戒・防御し、被害を軽減するため、関係諸機関と連携し、水防に必要な体制を整えるとともに、活動方法を定め、適切な水防活動の実施を図る。
2 組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防管理者 高松市長</li> <li>・本部長 助役</li> <li>・水防本部員 関係各部長、課長、係長</li> <li>・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防本部長 庵治町長</li> <li>・水防副本部長 助役</li> <li>・水防本部員 収入役、教育長、関係各課(団)長</li> <li>・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか</li> </ul>
3 水防本部の活動	大雨、洪水、高潮等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。	高松市と同じ。
4 水防本部の設置時期	香川県知事より大雨、洪水、高潮、暴風の警報の通知があったとき、また大雨、洪水、高潮の注意報発令時においても明らかに被害が予想されるときに設置する。 大雨、洪水、高潮等に対する危険が解消し、かつ水防活動が完了する等した場合、本部長の判断により解散する。	高松地方气象台長より大雨に関する警報が発表されたとき、または洪水もしくは高潮等に対し、水防管理者が必要と認めたときから、危険が解消するまでの間、水防本部員を召集し、設置する。 また、水防本部員は気象状況の判断により所属課員を待機させ、水防活動体制を整える。
5 命令系統	水防計画書の水防本部の組織及び事務分掌に基づき、本部長以下関係各課が水防業務の総括処理にあたる。	水防計画書の水防本部の組織及び班編成、各班の任務に基づき、本部長以下関係各課が水防業務にあたる。
6 避難勧告等の住民への周知方法	有線放送、CATV及び広報車等で周知している。	防災行政無線及び広報車で周知している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防本部の設置時期等が異なる。</li> <li>・避難勧告等の住民への周知方法が異なる。</li> </ul>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。 なお、水防計画については、庵治町地域を含めた計画の見直し等を行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	管理河川	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 管理河川の種 類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通河川 河川数 40河川 河川延長 41,500m</li> <li>・準用河川 該当なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通河川 該当なし。</li> <li>・準用河川 河川数 17河川 河川延長 10,047m</li> </ul>
<p>※参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通河川 河川法の対象外である。</li> <li>・準用河川 河川法を準用する河川であり、河川法の二級河川に関する規定が準用される。</li> </ul>		

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
管理河川の種類等が異なる。

対 応 策
庵治町の準用河川については、高松市の準用河川として引き継ぐ。

調 整 案
庵治町の準用河川については、高松市の準用河川として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業																																																																																																						
分類	河川占用料等																																																																																																						
現 況																																																																																																							
項目	高 松 市		庵 治 町																																																																																																				
1 対象河川	高松市が管理する河川		庵治町が管理する河川																																																																																																				
2 河川占用料等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電柱</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td></td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電話柱</td> <td>第1種電話柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>930</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td></td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地下埋設物</td> <td>外径が0.1m未満</td> <td rowspan="6">長さ1mにつき1年</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1m以上0.15m未満</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15m以上0.2m未満</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>外径が0.2m以上0.4m未満</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4m以上1m未満</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>外径が1m以上</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>仮建設物類</td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>530</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">その都度市長が定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※徴収件数 48件(平成15年度実績)</p>		占用物件		単位	占用料(円)	電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000	第2種電柱		1,600	第3種電柱		2,200	電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	930	第2種電話柱		1,500	第3種電話柱		2,100	地下埋設物	外径が0.1m未満	長さ1mにつき1年	48	外径が0.1m以上0.15m未満	72	外径が0.15m以上0.2m未満	95	外径が0.2m以上0.4m未満	190	外径が0.4m以上1m未満	480	外径が1m以上	950	仮建設物類	占用面積1㎡につき1年	530	その他	その都度市長が定める額			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宅地</td> <td>汐入川及び南汐入川</td> <td rowspan="2">占用面積1㎡につき1年</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>上記以外の準用河川</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">耕作地(田・畑)</td> <td></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="2">竹木栽培</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雑種地</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">物置場</td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電柱敷</td> <td>1本につき1年</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鉄塔敷</td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>管類</td> <td>外径が0.4m未満</td> <td rowspan="2">長さ1mにつき1年</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外径が0.4m以上</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他工作物</td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">架空の電線その他上空に設ける線類</td> <td>単線</td> <td rowspan="2">長さ1mにつき1年</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>複線</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土石採取料</td> <td>1m<sup>3</sup></td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table> <p>※徴収件数 13件(平成15年度実績)</p>	占用物件		単位	占用料(円)	宅地	汐入川及び南汐入川	占用面積1㎡につき1年	720	上記以外の準用河川	200	耕作地(田・畑)			12	竹木栽培			10	雑種地			4	物置場			200	電柱敷		1本につき1年	680	鉄塔敷		占用面積1㎡につき1年	500	管類	外径が0.4m未満	長さ1mにつき1年	100		外径が0.4m以上	250	その他工作物		占用面積1㎡につき1年	200	架空の電線その他上空に設ける線類	単線	長さ1mにつき1年	10	複線	20	土石採取料		1m <sup>3</sup>	77
占用物件		単位	占用料(円)																																																																																																				
電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000																																																																																																				
	第2種電柱		1,600																																																																																																				
	第3種電柱		2,200																																																																																																				
電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	930																																																																																																				
	第2種電話柱		1,500																																																																																																				
	第3種電話柱		2,100																																																																																																				
地下埋設物	外径が0.1m未満	長さ1mにつき1年	48																																																																																																				
	外径が0.1m以上0.15m未満		72																																																																																																				
	外径が0.15m以上0.2m未満		95																																																																																																				
	外径が0.2m以上0.4m未満		190																																																																																																				
	外径が0.4m以上1m未満		480																																																																																																				
	外径が1m以上		950																																																																																																				
仮建設物類	占用面積1㎡につき1年	530																																																																																																					
その他	その都度市長が定める額																																																																																																						
占用物件		単位	占用料(円)																																																																																																				
宅地	汐入川及び南汐入川	占用面積1㎡につき1年	720																																																																																																				
	上記以外の準用河川		200																																																																																																				
耕作地(田・畑)			12																																																																																																				
竹木栽培			10																																																																																																				
雑種地			4																																																																																																				
物置場			200																																																																																																				
電柱敷		1本につき1年	680																																																																																																				
鉄塔敷		占用面積1㎡につき1年	500																																																																																																				
管類	外径が0.4m未満	長さ1mにつき1年	100																																																																																																				
	外径が0.4m以上		250																																																																																																				
その他工作物		占用面積1㎡につき1年	200																																																																																																				
架空の電線その他上空に設ける線類	単線	長さ1mにつき1年	10																																																																																																				
	複線		20																																																																																																				
土石採取料		1m <sup>3</sup>	77																																																																																																				

部 会 名	土 木
-------	-----

問題点・課題	河川占用料等に差異がある。
--------	---------------

対応策	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
-----	--

調整案	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
-----	--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	漁港管理事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 管理漁港	5漁港(高松漁港・浦生漁港・西浦漁港・亀水漁港・男木漁港)を管理している。	6漁港(庵治漁港・江の浜漁港・竹居漁港・鎌野漁港・篠尾漁港・高尻漁港)を管理している。
2 管理条例	高松市漁港条例	庵治町漁港管理条例
3 維持管理経費の負担割合等	高松市 100% 漁協、地元業者 0%	庵治町 100% 漁協、地元業者0% ※漁協、地元漁業者設置の照明灯については、当該漁協、地元漁業者が維持管理経費を負担している。 ※改修については、町単独補助制度により対応している(負担割合:町70%、漁協15%、地元業者15%)。
4 漁港施設占有料	<p>漁港施設占有料</p> <p>(1)電柱、電話柱、支柱、支線等は電気通信事業法施行令による額</p> <p>本柱(木柱・コンクリート柱)の使用面積1.7㎡までごとに 年額宅地 1,500円 支線または支柱1本ごとに年額宅地1,500円</p> <p>(2)地下埋設物は高松市道路占有料徴収条例による占有料の額</p> <p>(ア)法第32条1項第1号に掲げる工作物</p> <p>第1種電柱 1,000円/本/年 第2種電柱 1,600円/本/年 第3種電柱 2,200円/本/年 第1種電話柱 930円/本/年 第2種電話柱 1,500円/本/年 第3種電話柱 2,100円/本/年 その他の柱類 72円/本/年 共架電線その他上空に設ける線類 10円/㎡/年 地下電線その他地下に設ける線類 5円/㎡/年 路上に設ける変圧器 700円/個/年 地下に設ける変圧器占有面積 480円/㎡/年 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話 1,400円/個/年</p>	<p>庵治町甲種漁港施設占有料</p> <p>・家屋類及びその附属地 (けい留・外かく施設)75円/㎡/月 (野積場・道路)60円/㎡/月 (その他)40円/㎡/月</p> <p>・起重機 (けい留・外かく施設)260円/㎡/月 (野積場・道路)155円/㎡/月 (その他)105円/㎡/月</p> <p>・管類埋設置 (けい留・外かく施設)160円/㎡/年 (野積場・道路)100円/㎡/年 (その他)60円/㎡/年</p> <p>・電柱類(電柱) (けい留・外かく施設) 1,590円/本/年 (野積場・道路)870円/本/年 (その他)680円/本/年</p> <p>・電柱類(その他の柱類) (けい留・外かく施設)1,590円/本/年 (野積場・道路)870円/本/年 (その他)680円/本/年</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理経費の負担割合等に差異がある。</li> <li>・漁港施設占有料に差異がある。</li> <li>・高松市では、漁港施設使用料の徴収を検討中である。</li> </ul>

対 応 策
<p>庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、電柱等に係る漁港施設占有料については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>なお、漁港を取り巻く環境の変化などを踏まえながら、望ましいあり方について、漁業協同組合ともども、適切な検討を行う。</p>

調 整 案
<p>庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、電柱等に係る漁港施設占有料については、合併時まで調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	漁港管理事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
4 漁港施設 占用料(つづき)	郵便差出箱及び信書便差出箱 600円/個/年 広告塔表示面積 4,400円/㎡/年 その他のもの 1,400円/㎡/年 (イ)法第32条第1項第2号に掲げる物件 外径が0.1m未満のもの 48円/㎡/年 外径が0.1m以上0.15m未満のもの 72円/㎡/年 外径が0.15m以上0.2m未満のもの 95円/㎡/年 外径が0.2m以上0.4m未満のもの 190円/㎡/年 外径が0.4m以上1m未満のもの 480円/㎡/年 外径が1m以上のもの 950円/㎡/年 (ウ)法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 1,400円/㎡/年 (エ)法第32条第1項第5号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 時価に0.003を乗じて得た額/㎡/年 地下街及び地下室 階数が2のもの 時価に0.005を乗じて得た額/㎡/年 地下街及び地下室 階数が3以上のもの 時価に0.006を乗じて得た額/㎡/年 上空に設ける通路 2,900円/㎡/年 地下に設ける通路 1,500円/㎡/年 その他のもの 1,400円/㎡/年 (オ)法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの 44円/㎡/日 (カ)道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 看板一時的に設けるもの 440円/㎡/月 看板その他のもの 4,400円/㎡/年 標識 1,100円/本/年 (キ)その他上記に定める以外のもの 上記に準じてその都度市長が定める額 (3)前2号に掲げる物件以外の工作物 1,400円/㎡/年 (4)前3号に掲げるもの以外のもの 上記に準じてその都度市長が定める単位及び額	・電柱類(鉄塔) (けい留・外かく施設)1,250円/㎡/年 (野積場・道路)640円/㎡/年 (その他)500円/㎡/年 ・架空管 (けい留・外かく施設)125円/㎡/年 (野積場・道路)85円/㎡/年 (その他)55円/㎡/年 ・広告類(標識類) (けい留・外かく施設)400円/本/年 (野積場・道路)360円/本/年 (その他)320円/本/年 ・広告類(看板及び広告板) (けい留・外かく施設)縦1m横70cm当たり6,200円/年 (野積場・道路)縦1m横70cm当たり5,150円/年 (その他)縦1m横70cm当たり5,150円/年 ・その他工作物 (係留・外かく施設)50円/㎡/月 (野積場・道路)30円/㎡/月 (その他)20円/㎡/月

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部会名	土木
分類	漁港管理事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
5 漁港施設使用料	該当なし。 ※検討中	<p>庵治町甲種漁港施設使用料 (けい船料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーボート 30,000円/隻/年 (全長が6m未満のものにあつては20,000円)</li> <li>・その他の船舶 40,000円/隻/年 ただし、町内に住所を有する者は半額とする。</li> <li>・漁船 免除 漁港の管理を庵治漁業協同組合に委託し、委託料として、けい船料納入分の70%を支払いしている。 平成15年度委託料 2,916,100円</li> </ul> <p>(物揚場使用料) 1.85円/m<sup>2</sup>/日(初日の使用料は無料とする) 継続使用10日を超えるものは、超過日数1日1m<sup>2</sup>につき2.78円</p> <p>(停泊料) 1けい留ごとに総トン数1トンにつき1.38円</p> <p>(野積場使用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装 5.0円/m<sup>2</sup>/日</li> <li>・未舗装 4.0円/m<sup>2</sup>/日</li> </ul>	対 応 策	



行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	港湾施設占用料・使用料	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 港湾施設占用料	該当なし。 ※検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋類及びその附属地 (けい留・外かく施設) 75円/㎡/月 (野積場・道路) 60円/㎡/月 (その他) 40円/㎡/月</li> <li>・起重機 (けい留・外かく施設) 260円/㎡/月 (野積場・道路) 155円/㎡/月 (その他) 105円/㎡/月</li> <li>・管類埋設置 (けい留・外かく施設) 160円/m/年 (野積場・道路) 100円/m/年 (その他) 60円/m/年</li> <li>・電柱類(電柱) (けい留・外かく施設) 1,590円/本/年 (野積場・道路) 870円/本/年 (その他) 680円/本/年</li> <li>・電柱類(その他の柱類) (けい留・外かく施設) 1,590円/本/年 (野積場・道路) 870円/本/年 (その他) 680円/本/年</li> <li>・電柱類(鉄塔) (けい留・外かく施設) 1,250/㎡/年 (野積場・道路) 640円/㎡/年 (その他) 500円/㎡/年</li> <li>・架空管 (けい留・外かく施設) 125円/m/年 (野積場・道路) 85円/m/年 (その他) 55円/m/年</li> </ul>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、港湾施設占用料及び使用料の徴収を検討中である。

対 応 策
庵治町の港湾施設占用料及び使用料については、現行のとおりとする。 なお、港湾を取り巻く環境の変化などを踏まえながら、望ましいあり方について、適切な検討を行う。

調 整 案
庵治町の港湾施設占用料及び使用料については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部 会 名	土 木
分 類	港湾施設占用料・使用料			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 港湾施設占用料(つづき)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告類(標識類) (けい留・外かく施設)400円/本/年 (野積場・道路)360円/本/年 (その他)320円/本/年</li> <li>・広告類(看板及び広告板) (けい留・外かく施設)縦1m横70cm当たり6,200円/年 (野積場・道路)縦1m横70cm当たり5,150円/年 (その他)縦1m横70cm当たり5,150円/年</li> <li>・その他工作物 (けい留・外かく施設)50円/㎡/月 (野積場・道路)30円/㎡/月 (その他)20円/㎡/月</li> </ul>		
2 港湾施設使用料	該当なし。 ※検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けい船料 定期船 1けい留ごとに総トン数1トンにつき0.63円 不定期船 1けい留ごとに総トン数1トンにつき1.24円</li> <li>・物揚場使用料 1.85円/㎡/日(初日の使用料は無料) 継続使用10日を超えるものは、超過日数1日 1㎡につき2.78円</li> <li>・停泊料 1けい留ごとに総トン数1トンにつき0.83円</li> <li>・野積場使用料 舗装5.0円/㎡/日 未舗装4.0円/㎡/日 擁壁5.0円/㎡/日</li> <li>・久通港の野積場使用料 物揚場使用料1.85円/㎡/日 継続使用10日を超えるものは超過日数2.78円/㎡/日 野積場使用料4.0円/㎡/日</li> </ul>		
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部会名	土木
分類	漁港開発審議委員会等			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 漁港開発審議委員会	<p>(名称) 高松市漁港開発審議委員会 (設置根拠) 高松市漁港開発審議委員会条例 (目的) 市の管理する漁港及び周辺の利用開発と運営の円滑を期する。 ※調査審議事項 ・漁港工事の計画及び建設に関する事項 ・漁港施設の建設利用に関する事項 ・漁港周辺地帯の開発整備に関する事項 (委員数) 3名(学識経験者) (任期) 2年</p>	<p>該当なし。</p>		<p>・庵治町では、漁港開発審議委員会を設置していない。 ・高松市では振興協会を設置していない。</p>
2 振興協会	<p>該当なし。</p>	<p>(名称) 庵治港振興協会 (設置根拠) 庵治港振興協会会則 (目的) 町の管理する港(漁港及び港湾)の施設を研究し、その計画並びに実現を促進して、町の発展向上を期する。 ※実施事業 ・庵治港の開発改善並びに機能拡充に関する必要事項の調査研究 ・港湾関係当局の諮問に対する答申及び当局に対する請願・陳情 ・庵治港の施設に関する財源、金融方策の研究 ・庵治港の施設運営に関する計画の実現促進 ・その他本会の目的を達成するため必要な事項 (委員数) 28名(町議会議員12名、庵治漁業協同組合長及び理事16名) (任期) それぞれの職務の任期満了まで</p>		対 応 策
				<p>高松市の制度に統一する。 なお、高松市漁港開発審議委員会の委員数を見直し、委員に庵治漁業協同組合長を加えるものとする。</p>
				調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業																																																							
分類	市・町営住宅																																																							
現 況																																																								
項目	高 松 市		庵 治 町																																																					
1 住宅の種類及び戸数	市営住宅	40団地 4,159戸	町営住宅	1団地 4戸																																																				
	一般住宅	3,581戸	一般住宅	—																																																				
	改良住宅	572戸	改良住宅	—																																																				
	LSA住宅	2戸	LSA住宅	—																																																				
	特公賃住宅	—	特公賃住宅	4戸																																																				
	応急簡易住宅	4戸	応急簡易住宅	—																																																				
2 申込み資格	住所要件なし。		住所要件なし。																																																					
3 住宅使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>3,581</td> <td colspan="2">所得金額により異なる</td> </tr> <tr> <td>改良住宅</td> <td>572</td> <td>4,500</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>LSA住宅</td> <td>2</td> <td>47,000</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td>特公賃住宅</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>応急簡易住宅</td> <td>4</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○一般住宅 ・公営住宅法等により定められている。 家賃=家賃算定基礎額×市町村立地係数 ×規模係数×経過年数係数 ×利便性係数 市町村立地係数 1.1 利便性係数 0.70~0.84 ○LSA住宅 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等により定められている。 家賃=基準値×規模係数×立法係数</p>		種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	3,581	所得金額により異なる		改良住宅	572	4,500	1,900	LSA住宅	2	47,000	44,000	特公賃住宅	—	—	—	応急簡易住宅	4	1,000	1,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>—</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>改良住宅</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>LSA住宅</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特公賃住宅</td> <td>4</td> <td>62,000</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>応急簡易住宅</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○特公賃住宅 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等により定められている。 家賃=基準値×規模係数×立法係数</p>		種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	—	—		改良住宅	—	—	—	LSA住宅	—	—	—	特公賃住宅	4	62,000	50,000	応急簡易住宅	—	—	—
種類	戸数	使用料(円/月)																																																						
		最高	最低																																																					
一般住宅	3,581	所得金額により異なる																																																						
改良住宅	572	4,500	1,900																																																					
LSA住宅	2	47,000	44,000																																																					
特公賃住宅	—	—	—																																																					
応急簡易住宅	4	1,000	1,000																																																					
種類	戸数	使用料(円/月)																																																						
		最高	最低																																																					
一般住宅	—	—																																																						
改良住宅	—	—	—																																																					
LSA住宅	—	—	—																																																					
特公賃住宅	4	62,000	50,000																																																					
応急簡易住宅	—	—	—																																																					

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の種類に差異がある。</li> <li>・駐車場使用料及び車庫証明用書類の発行手数料が異なる。</li> <li>・住宅使用料及び駐車場使用料の納期限が異なる。</li> <li>・庵治町においては、督促手数料を徴収していない。</li> <li>・庵治町においては、空家に係る共益費を負担している。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・庵治町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との格差が生じないように調整するものとする。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との格差が生じないように調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業					
分類	市・町営住宅					
現 況						
項 目	高 松 市			庵 治 町		
4 駐車場使用料	種類	区画数	使用料(円/月)	種類	区画数	使用料(円/月)
			最高 最低			
	一般住宅	520	6,000 2,000	特公賃住宅	8	2,000
	※ 条例施行規則で団地ごとに定めている。			※ 条例施行規則で定めている。		
5 車庫証明用書類の発行手数料	350円			300円		
6 督促手数料	100円			徴収規定なし。		
7 住宅使用料及び駐車場使用料の納期限	毎月末日(末日が土・日・祝日の場合は翌日)			毎月25日(25日が土・日・祝日の場合は翌日)		
8 空家に係る共益費負担	該当なし。			2,500円/月		

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部 会 名	土 木
分 類	特定優良賃貸住宅制度			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 目的	<p>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、民間の土地所有者や住宅供給公社等による賃貸住宅の供給に対して、建設費補助その他の助成制度を創設し、中堅所得者世帯向けの良質な賃貸住宅の供給を促進することで、民間賃貸住宅ストックの質的向上を図り、もって市民の住生活の安定と良好な地域形成に資することを目的とする。</p>	該当なし。		
2 認定基準	<p>主な要件                      ① 1団地の住宅戸数が10戸以上であること。                      ② 住戸面積は1団地平均で65㎡以上など、市長が定める建設基準に適合すること。                      ③ 入居者の資格が、同居親族のいる中堅所得者であること。</p>			対 応 策
3 補助の内容	<p>① 共同施設等の整備に要する費用の2/3                      ② 家賃と入居者負担額との差額</p>			調 整 案
				高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	高齢者向け優良賃貸住宅制度	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、民間の土地所有者や社会福祉法人などによる高齢者の身体機能に対応した設計・設備など高齢者に配慮した良質な賃貸住宅の供給に対し、建設費補助や家賃減額補助を行い、増大する高齢者単身や高齢者夫婦世帯等の居住の安定を図ることを目的とする。	該当なし。
2 認定基準	<p>主な要件</p> <p>① 供給戸数が5戸以上であること。</p> <p>② 構造が耐火または準耐火であること。</p> <p>③ 住戸面積は1戸当たりの以下面積が、原則25㎡以上であること。</p> <p>④ 高齢者の身体機能に対応した設計・設備であること。</p> <p>⑤ 緊急時に対応したサービスの利用が可能なこと。</p>	
3 補助の内容	<p>① 建設費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間の土地所有者による供給の場合 共同施設等の整備に要する費用の2/3</li> <li>・ 社会福祉法人等による供給の場合 住宅の建設費用の1/3</li> </ul> <p>② 家賃減額補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家賃と入居者負担額との差額</li> </ul>	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。